

統 審 議 第 4 号  
平成 7 年 3 月 10 日

総務庁長官 山口 鶴男 殿

統計審議会会長 中村 隆英

諮問第242号の答申  
統計行政の新中・長期構想

標記について審議した結果、別添のとおり結論を得たので答申する。

別 添

## 統計行政の新中・長期構想

(諮問第242号の答申)

平成7年3月10日

統 計 審 議 会

## 目 次

### 統計行政の基本的考え方

#### 第1章 社会・経済の変化に対応した統計調査の見直し

- 1 統計行政をめぐる変化への対応
- 2 企業関係統計の在り方
- 3 世帯・家計関係統計の整備
- 4 個別統計分野の諸課題

#### 第2章 主要統計調査の実施時期

- 1 検討の必要性
- 2 現状の問題点
- 3 検討の基本的視点
- 4 個別の統計調査の実施時期
- 5 実施時期一覧に基づく実施時期の変更等

#### 第3章 報告者負担の軽減と地方統計機構

- 1 報告者負担の実態と軽減措置状況
- 2 負担軽減の具体的方策
- 3 実査負担と地方統計機構等

#### 第4章 調査結果の利用の拡大

- 1 調査結果の提供方法等の改善
- 2 情報通信技術の進歩に伴う提供方法の改善
- 3 ニーズに対応した提供形態の多角化
- 4 ユーザーの利便の向上

#### 第5章 統計調査の効率的実施と正確性の確保

- 1 情報化に対応した統計調査の在り方
- 2 統計調査の効率化方策
- 3 統計調査の効率化及び正確性の確保のための基盤整備

#### 第6章 国際協力の推進

- 1 我が国の統計の国際比較性向上と海外における我が国の統計の利用促進
- 2 統計分野における積極的な国際協力の推進

## 統計行政の基本的考え方

### 1 統計行政をめぐる状況の変化

統計審議会は、戦後40年にわたる統計行政を総括し新たな方向を示した「統計行政の中・長期構想について」を昭和60年10月に答申し、その後、関係省庁にあっては着実に同構想の実現に努めてきた。

この構想以後約10年を経過し、その間、統計が把握対象とする社会・経済のあり様が大きく変化し、また、統計を取り巻く環境も厳しさを増している。

経済分野については、円高の進展など企業を取り巻く環境が変化し、企業活動の多角化が進むとともに、経済活動が国境の垣根を越えて進展し、企業を単位とした活動が重要な役割を演じるようになった。また、情報通信技術の進歩及び普及が著しく、経済のソフト化、サービス化が進んでいる。

社会状況をみると、高齢化の進展、所得水準の向上等により、世帯構造の変化、家計の個計化が進むとともに、国民の価値観や統計情報に対するニーズも多様化している。一方、単身世帯、夫婦共働き世帯の増加等による昼間在宅世帯の減少やプライバシー意識の顕在化など統計調査環境も変化している。

さらに、国際的には、先進主要諸国の一員としての立場にふさわしい貢献が期待されるなど、我が国を取り巻く国際環境も大きく変化してきている。

また、国民の選択肢が増大している中において、国民が的確な意思決定を行っていく上で統計情報の役割がますます重要となっている。したがって、統計行政においても、統計が行政目的に使用されるのは当然であるが、国民に対する情報提供の観点から、国民の多様なニーズを一層的確に反映した利用しやすい統計を作成する必要がある。

このような観点から、まず何よりも「統計の意義」と「統計行政の役割」を明らかにした上で、21世紀に向けた統計行政の新たな中・長期構想を提言したい。

### 2 統計の意義と統計行政の役割

#### (1) 統計の意義

統計は、人口、経済、社会等に関し我が国の真実の状態を把握し、国民の生活向上に役立つことが重要である。

このため、国の基本的かつ重要な統計の作成に当たっては、行政施策の企画・立案のための基礎的情報の提供に止まらず、広く国民一般の利活用のための情報提供という面についても十分配慮していく必要がある。

また、国民の負担と協力によって得られる統計は、国民の共有財産として迅速かつ継続的に提供され、広くその利活用が図られていくことが肝要である。

#### (2) 統計行政の役割

社会・経済情勢の変化を的確にとらえ、ニーズに即した統計を提供していくことが必要である。関係省庁は、統計が政策立案のための基礎資料としてはもとより、国民に必要な情報としても極めて重要な役割を果たしていることに十分配慮し、必要な統計の整備を着実に進め、それを利用しやすい形で提供していくことが何よりも重要と考える。その際、統計調査に対する国民の円滑な協力を得るため、報告者負担の軽減

を推進し、簡素・効率的かつ効果的に調査を行うことが必要である。

また、我が国の分散型統計機構にかんがみ、省庁間の連携を図りつつ、総合調整機能の的確な発揮により、真に必要な統計の整備を図る必要がある。その際、行政記録については、こうした観点を踏まえて可能な限り統計化し、その有効活用を図ることに留意すべきである。

一方、統計行政の推進に当たっては、統計の中立性、個別情報の秘匿性の確保などについて、十分配慮していくことが肝要である。

さらに、統計調査の企画・設計、分析等に際しては統計の専門的・技術的能力と経験が要求されることから、統計調査に従事する職員の研修の充実及び統計専門家の育成に配慮すべきである。

### 3 統計行政を進めるに当たっての視点

#### (1) 変化への対応

社会・経済情勢の変化の中で、統計がその実相を的確に把握し、それらの情報を適時・適切に提供していくために必要な統計を着実に整備していくことが重要である。その際、企業の海外進出、出入国者数の増大等の国際化の進展、世帯構造の変化を伴う急速な高齢化の進展、国民の価値観と選択の多様化、経済のソフト化、サービス化等の進展による経済構造の変化、情報社会の進展等を的確に把握し得るように、社会の実態に即応した統計調査の体系的な整備・充実を図っていく必要がある。

#### (2) 報告者負担の軽減と調査の簡素・効率化

統計調査を取り巻く厳しい環境の中で新たな統計の需要に的確に対応し、必要とされる統計を必要とされる精度で持続的かつ円滑に作成していくためには、報告者負担の軽減を図るとともに簡素・効率的な調査の実施に努める必要がある。

このためには、報告者負担の軽減のための各種方策を多角的・総合的に推進することにより、全体として報告者負担の軽減を図る必要がある。また、既存統計調査の必要性、調査内容について見直しを行い、統廃合を含む調査の簡素化に積極的に取り組むとともに、近年の技術革新の成果を統計調査に活用し、調査の一層の効率化に努める必要がある。

#### (3) 総合性の確保

我が国の分散型統計機構においては、各省庁がそれぞれ、その所管行政に関する統計調査を実施しているため、統計調査の重複排除や各統計の整合性の確保を図ることが特に重要である。このため、特に、社会・経済の変化に即応して統計行政を適切に推進するためには、統計審議会の一層計画的な審議とも連携を図りつつ、総合調整機能をより十分に発揮していくことが必要である。

このような観点から、本構想を着実に推進していくためにも、統計行政の総合性を確保するための調整機能をより一層発揮していくことが肝要である。

#### (4) 信頼性の確保と利用の促進

統計は、国民の理解と協力があって初めてその目的が実現可能となる。そのためには、統計に関する普及啓発、統計教育の充実はもとより、企業等の機密保護、国民のプライバシー意識等に配慮しつつ、個別情報の秘匿性の確保を担保することが重要で

ある。また、国民生活の重視及び高度情報化社会の到来等の視点を踏まえ、統計が国民の共有財産であるとの認識を一層深めるよう努めるとともに、国民各界各層の多様な統計利用ニーズにこたえた統計行政を実現する必要がある。

(5) 国と地方の連携の確保

統計調査の円滑かつ効率的実施を確保するためには、国と地方の連携及びコミュニケーションを、多様な局面において、従来にも増して一層強力に図っていく必要がある。また、国の主要統計調査に係る地方の実査業務の平準化を図るとともに、地方における統計利用の推進、地方独自に必要な情報の増加及び実査における地方の負担についての適切な配慮等により地方の実査部門の充実、活性化を図る必要がある。

(6) 国際協力の推進

我が国に対する統計分野での国際貢献の要請の増大を踏まえ、統計の国際比較性を高め、海外において利用しやすいよう配慮するとともに、統計分野における国際協力を積極的に推進する必要がある。

4 本構想の推進について

本構想は、今後10年程度を見通して、可能な限り具体的な指針を示したものであるが、その推進に当たっては、各省庁、学識経験者等による具体的検討を行うための推進協議会を速やかに整備し、着実に実施していくことが必要である。また、統計審議会は、同推進協議会と密接に連携を図るものとする。

なお、本構想の各項目において、統計の整備のために関係省庁等の研究会などによる検討を提言しているが、これらについては、実効ある組織となるよう、上記推進協議会の中に位置付けて、その具体化を図るべきである。

## 第1章 社会・経済の変化に対応した統計調査の見直し

### 1 統計行政をめぐる変化への対応

昭和60年の「統計行政の中・長期構想」以降、我が国の社会・経済をめぐる変化には著しいものがある。統計行政の立場からの確な対応が図られなければならない。

変化の第一は、「国際化の進展」である。国際社会が新たな秩序を求めつつある中で、我が国の果たすべき役割が模索されている。また、市場の国際化や円高の進展は、我が国の経済構造の変革を迫り、個々の企業の活動形態にも様々な変化を促している。さらに、地球環境などのグローバルな課題について、的確な対応が迫られている。

その第二は、「高齢化の進展」である。我が国における高齢化は、少子化や余命の伸びにより人口構成の姿を変えながら、先進諸国に例を見ない速度で進んでいる。また、生産年齢人口の伸びの鈍化が顕著となり、将来その減少が見込まれている。このような中で、親と子の関係、居住形態などを含め家族構造の変化が進行している。来る高齢化社会への対応の上で、変貌する家族の姿が的確にとらえられなければならない。

第三は、「国民の価値観と選択の多様化」である。所得の高水準化と平準化とを背景に、国民の価値観も変化し、選択の多様化や生活の質を重視する傾向が見られる。物質的な豊かさだけでは得られない生活の満足感を求めて、家庭、職場、地域社会などにおける個人の行動は拡大し、その一般的な姿をとらえることは困難化してきている。

第四として、「経済構造の変化」を挙げたい。対外不均衡の是正に向け、内需主導型経済構造への転換が図られつつある。また、経済のソフト化、サービス化が一層進み、その担い手ともなっている情報通信技術の高度化に伴い、その様相も変化し続けている一方で、経済のストック化の実態も変貌しつつある。ミクロに見れば、企業の多角化、分社化など企業活動の多様化も進んだ。今や、このような多様化の背景にある企業の意思決定を抜きにしては、マクロの経済の実態を的確にとらえることが困難になってきている。さらに、経済構造の変化により、求められる労働力の質が変化していくとともに、新たな産業が成長し大きな雇用を実現していく。職業移動や年功序列などをめぐる意識も変わりつつある中で、雇用調整の在り方の検討も必要とされている。

このように社会・経済が変化していく中で、統計調査の在り方を検討するに当たっては、統計行政をめぐる変化への確な対応しつつ、統計調査の体系的整備とともに必要な簡素化・効率化を図り、政府統計全体としての総合性を確保していくなど、次の観点に立脚すべきである。

- ① 社会・経済の変化と行政の目指すべき方向に応じ、必要な統計調査の新設や標本数の拡充等の整備を積極的に進める。他方、必要性の低下した調査の廃止、縮小、周期、調査手法等を見直しを行うとともに調査事項の合理化を図り、全体としての膨張の抑制に努める。
- ② 国際化の進展に応じ、経済・社会の国際的動向の把握やグローバルな課題への対応を図るなど、我が国が国際社会で果たすべき役割にふさわしい統計調査の整備を図る。
- ③ 多様化していく社会・経済情勢の姿を的確にとらえるため、統計調査が把握すべき概念や調査手法等を見直すとともに、データの適切な集計と総合的分析、調査項目の整備などを推進する。また、実地の調査の在り方も、必要に応じ再検討する。

- ④ 限られた行政コストの中で価値ある統計データを提供するため、統計調査の費用対効果や精度、調査手法について十分検討する。また、調査客体の負担軽減に努める。
- ⑤ 政府全体として統計の機能が総合的に発揮されるよう、類似概念の統一化、共通化、データ・リンケージの推進、重複の排除、行政データの活用などを含め、各省庁間の協力や統計の体系化・総合化を推進する。
- ⑥ 個々の統計調査の整備に当たっては、センサス体系及び静態統計のための周期的大規模標本調査並びに主として小規模標本調査に依存する動態統計調査から成っている現在の統計体系の意義を十分検討の上、その位置付けにふさわしい内容となるよう検討する。

これらの視点を踏まえ、今後における中長期的な統計体系の整備の在り方について、当審議会として「2」以下に掲げる方策を提言する。各省庁の積極的な取組を求めたい。

また、もとより、不断の変化に機敏に対応し、国民の要請に的確にこたえていくことは、統計行政に常に課せられた課題である。このため、各省庁は、所管統計調査の在り方について積極的に見直しを進めるべきであり、中長期的計画を策定の上、改善を図っていく必要がある。

## 2 企業関係統計の在り方

### (1) 企業・事業所関係統計の整備

最近の企業・事業所の動向をみれば、円高基調の定着化、経済のサービス化、情報化の進展などの下で、一層複雑化する様相を呈している。

国際競争力維持のため、低コストの生産施設や労働力を求めて生産拠点の海外移転等が進んだ。一方で、外資系企業が我が国へ進出してきている。法人の形態も子会社、関連会社など様々となっている。これらに伴い、雇用の国際化も進んできている。このような中で、企業活動の多角化、分社化が進展しており、従来型の生産現場重視の企業活動から、傘下の支社や事業所を結んだ企業全体及び子会社等を含む集団としての企業の意思決定が重視される活動形態へと変化がみられる。

しかし、各種の事業活動をとらえる基礎的な統計調査は事業所を単位として展開されており、企業としての活動の全体像をとらえきれぬものとはなっていない。また、調査事項も、国際化の進展や事業展開の多様化など時代の変化に応じて変わりつつある経済的活動の現況を把握するには不十分と言わざるを得ない。また、変化を的確にとらえる観点から、調査の周期の在り方の検討も避けては通れない。

企業・事業所の活動をとらえる統計調査は各種のものが整備されているが、それぞれ独自の周期で実施され、母集団情報としての相互利用も十分にはなされていないなど有機的連携に欠けるきらいがある。企業の活動が多角的に展開されている今日、企業活動を意思決定主体として一括してとらえるための母集団情報の整備とその共同利用が進められるべきである。企業活動の変貌に応じた調査事項の整備と相まって、関連調査の有機的連携が図られるならば、経済活動に関する統計の国際比較や総合的分析の可能性が高まり、全体として一層効果的な統計体系が構築される。また、母集団情報としての利用価値も格段に高まろう。さらに、調査手法の合理化や簡素化の検討の新たな地平を開くものともなろう。



なお、調査事項の整備に当たっては、零細な自営業の経営形態の変化や経営者の高齢化も構造変化を見通す上で重視すべきであり、また、景気の動向が地域的に跛行する状況を一層的確にとらえるため、地域集計の新たな実施や現行集計の充実など必要な地域集計の在り方が検討されるべきである。さらに、企業が派遣や請負などの外部労働への依存を活発化させている今日、雇用の形態の変化が企業活動の弾力性や産業構造の変化を見通す指標ともなっていることを見逃すべきではない。このほか、国際化の進展の下で、国際的な金融や資本の動き等を明らかにするニーズは高まってきており、的確な対応が望まれる。

以上の観点から、

- ① 事業所業所統計調査を企業活動の把握・分析に一層資するものとするため、次の調査から企業・事業所統計調査（仮称）に改めることとし、次の改善措置を講ずる。
  - i) 調査事項に、本社の名称など企業単位の名寄せ集計を可能とする事項を恒常的に盛り込み、企業・事業所関連統計調査の実施のための母集団情報として利用できる企業、事業所の名簿を整備する。
  - ii) 調査事項に、企業全体の常用雇用労働者数など企業の活動状況を把握する事項、海外子会社、海外支店等の有無など企業活動の国際化をとらえる事項、子会社、親会社の有無など企業の多角化、資本系列等をとらえる事項を追加する。
  - iii) 企業・事業所統計調査（仮称）は5年周期とするが、企業・事業所の変動が激しいことも踏まえ、その中間年に簡易な方法により企業等の名称、所在地などの情報を把握する調査を実施する。これらの調査の実施については、プレプリント方式や郵送調査方式の一部導入など調査方法の効率化を併せて検討する。
- ② 企業・事業所の母集団情報としての企業・事業所フレーム（仮称）の整備を、次により進める。
  - i) 企業・事業所統計調査（仮称）における名寄せで得られた名簿に資本金や従業員数等の基本的情報を付加した企業・事業所フレーム（仮称）を作成し、データベース化する。さらに、既存のセンサス調査である商業統計調査、工業統計調査及び通商産業省企業活動基本調査並びに大型標本調査である法人企業統計調査及び賃金構造基本統計調査の調査結果を利用して企業・事業所フレーム（仮称）の更新を行う。その際、各種の統計調査の母集団情報として汎用的利用が可能となるよう、利用可能な情報は幅広く蓄積することとする。

なお、企業活動の現況に関する各種の行政データを企業・事業所フレーム（仮称）の更新に利用できるよう、必要な検討を進める。
  - ii) データベースは、各省庁による共同利用を目的として、総務庁が開発、運用する。企業・事業所フレーム（仮称）の更新については、関係省庁が所管調査の実施のために準備する磁気データ化された名簿情報等を利用して行う。なお、共同利用の円滑な実施のため、早急にその基本的ルールを検討し整備する。
  - iii) 企業・事業所フレーム（仮称）の整備に当たり、平成8年に行う企業・事業所統計調査（仮称）の結果に基づき、企業の本社を対象として、平成11年に実施が見込まれる簡易な方法による調査の際、企業、事業所の関係を確認するため

の調査を郵送を利用した方式により実施する。

- ③ 通商産業省企業活動基本調査については、最近の経済情勢の変動状況を踏まえ、企業活動の動向を経年的に把握するため、平成7年以降、調査を毎年実施する。また、企業統計を体系的に整備する等の観点から、貿易業態統計調査について、主要な調査事項を通商産業省企業活動基本調査に取り込んだ上廃止する。さらに、通商産業省は、企業活動把握の充実の観点から、サービス業及び飲食店に属する事業所を有する企業について、調査対象に含めることを検討するとともに、子会社等を含む集団としての企業の動向や企業活動の国際的展開の状況についての的確な把握、分析の充実を検討する必要がある。

なお、工業実態基本調査及び商業実態基本調査については、通商産業省企業活動基本調査と連携を図りつつ、中小企業の多様な活動の実態を横断的にとらえる調査に再編成するための見直しを行い、平成10年から実施に移すこととし、以後5年周期で実施する。

商業統計調査の甲調査及び乙調査（以下「甲・乙調査」という。）については、他の大規模な統計調査の周期の調整等に留意しつつ調査の安定的かつ円滑な実施を図る観点から、周期を3年から5年に変更するが、変動が激しい商業の構造変化を的確に把握するため、その中間年にこれを補完する調査を実施する。

商業統計調査丙調査については、平成4年調査をもって廃止することとするが、飲食店に関する情報を提供するため、商業実態基本調査及び工業実態基本調査を再編成する調査において、飲食店を調査対象に含め、売上高等を把握する。

- ④ 共通性、関連性の高い企業・事業所関係統計調査について、できるだけ広くデータ・リンケージが行えるよう、リンケージ項目（事業所の産業格付け、経営組織の区分、従業員内訳区分、資本金の階級区分等）の可能な限りの統一化、共通化を図ることとし、関係省庁等の研究会を開催して中期的に検討を進め逐次実施に移す。
- ⑤ 経営の国際化、多角化等の進展に応じた企業等の活動を的確にとらえるため、今後5年以内を目途に、企業等の活動の把握に関する既存統計調査の調査項目や調査結果の表章の見直しを図る。また調査の新設に当たっては、原則として、これらに係る調査項目を整備することとする。その際、企業等の活動の横断的な実態把握が可能となるよう、各産業の実態を踏まえつつ、通商産業省企業活動基本調査の調査結果を参考とした体系的整備を検討する。なお、これらの措置の円滑な実施の観点から、海外進出企業及び国内に進出した外資系企業について、企業・事業所フレーム（仮称）による調査対象の把握に万全を期するとともに、回収率の確保に努める必要がある。

また、これら企業の活動の実態を体系的、総合的に把握し、国際比較及び総合的分析の推進に資するよう、統計調査の必要な整備を進める。

- ⑥ 企業の活動と地域経済との関連を的確に分析できるよう、法人企業統計調査について、地域集計に関する必要な検討を進める。
- ⑦ 自営業者の構造的変化が商業の構造に及ぼす影響を的確に把握するため、個人企業経済調査の標本数の拡充や自営業のフランチャイズ化、自営業者の高齢化に関する調査項目の追加など、今後5年以内を目途に必要な対応を行う。

- ⑧ 経営の構造の的確な分析に資するよう、企業等関係統計調査における従業員の雇用・就業形態に関する調査項目について、常勤、非常勤、パートなど企業における労働利用の形態の多様化を念頭に置き、賃金構造基本統計調査の調査結果を参考とした共通的な従業員概念を設定し得るよう検討する。

(2) 企業の有形固定資産の把握

ストック統計については、家計資産に関しては、昭和63年に住宅統計調査の拡充、また平成元年に全国消費実態調査の拡充がそれぞれ行われ、土地資産に関しては、法人及び世帯を対象にした土地基本調査が平成5年に新設されるなど、整備は着実に進んだ。しかしながら、企業の有形固定資産の把握への取組は、課題として残されている。

生産施設・設備等の有形固定資産に関しても、企業行動の多様化が起こっている。事実、新規設備投資の海外指向に伴う国内産業のいわゆる空洞化現象の発生、施設・設備等のリース・レンタル化の進行などの変化がみられる。また、国民総生産に対する資産の比率が増大し資産の保有や取引が経済全体に与える影響が高まる、いわゆるストック経済化が定着化する一方、企業活動の国際化、多角化、多様化等も進展している。さらに、バブル経済からその後の調整局面における資産の評価額の著しい変動は、企業の行動に大きな影響を与えている。

これらの状況を総合的にとらえ、的確な産業構造の把握や経済の分析等を進めるため、生産活動のための資本である企業の有形固定資産の内容の把握は欠くことのできない要素である。その推進に当たり、企業の有形固定資産と経済活動とのかかわりを的確にとらえていくため、所有者よりも使用者に、簿価よりも時価に着目すべきであり、究極的にはストックの現在量が把握されることが望まれる。

なお、ストック経済化の進展に伴い、実物資産の増加に対応した金融資産の蓄積も大きくなってきている。これらの状況について、適時に適切な勘定体系で明らかとなる仕組みとは必ずしもなっておらず、このような動きを的確に把握する仕組みの導入が望まれる。

このような観点から、

- ① 企業・事業所等に関する調査に関し、有形固定資産関係項目の充実及びその有機的な相互利用を行うための関係項目の可能な限りの統一化、共通化を図ることとし、関係省庁等の研究会を開催して検討を進める。
- ② 有形固定資産項目の充実を図るため、有形固定資産の内容、生産設備の取得年次、各種機械、輸送用機器等のリース・レンタルの状況や生産拠点の海外移転の実態など有形固定資産の統計化に関し必要な措置を行うことについて検討する。

なお、これらの措置の実施に関しては、費用対効果を十分考慮の上、簡素で効率的な調査方法によることとする。

- ③ 有形固定資産の総量的把握にも資するよう、土地基本調査法人調査における法人保有の建物等の現況に関する調査項目の充実を検討する。
- ④ これらによる企業・事業所等の有形固定資産の把握により、従来から進められている家計資産や土地資産に関する統計の整備と併せてストック統計の整備を図り、また、これらを踏まえて分野別に各種ストックの状況を把握するため、固定資本ス

トックマトリックス等の整備について検討する。

### (3) サービス業関連統計の充実

サービス業に関する統計については、平成元年度に広く概括的な調査であるサービス業基本調査が整備され、個別分野に関しても特定サービス産業実態調査の対象業種の拡大（平成2年）、健康・福祉関連サービス産業統計調査の新設（平成2年）が行われ、動態統計としては特定サービス産業動態統計調査が昭和62年に開始されるなど着実に対応が進んだ。これにより第3次産業活動指数による分析の充実も図られている。しかし、サービス活動ベースの把握は、十分とは言い難い状況にある。

経済のソフト化、サービス化の進展は、第3次産業の拡大にとどまらない。第1次産業や第2次産業も含め、企業の内部においても、業務の外部委託化や派遣労働者の利用、リース・レンタル化、企業内貿易の進展など広範な動きとして現れてきている。従来、サービス業関連統計は主として事業所ベースで把握されてきたが、サービス活動の裾野が広がりつつある現在、活動ベースの把握が進めば、企業内に潜在しているこの種の活動も含めて、経済のサービス化の全体像が一層明らかとなろう。

言うまでもなく、経済のサービス化は、サービス供給活動の動向が経済全体に強く影響するようになることを意味している。今後、生活の質の向上が求められていく中で、一層多様なサービス化が進展していくと見込まれ、サービス供給活動の実態を適時、的確にとらえ得る統計の充実が求められる。

なお、情報通信分野は、21世紀初頭にかけての有力な成長分野と目され、他の産業分野への波及効果も含めた影響には大きなものがあり、的確な行政運営のための統計の整備の必要性は高い。

このような観点から、

- ① 各省庁所管の企業等関係統計調査においてサービス活動ベースの把握を進めるため、関係省庁等の研究会を開催して中期的に検討を進め、逐次結論を得て実施に移す。
- ② 業務の外部委託など企業等におけるソフト化、サービス化の実態を的確に把握する観点から、今後、サービス業に関する概括的な調査であるサービス業基本調査を始め、各産業分野に関する既存調査に、管理業務等の委託状況やいわゆる外部労働の利用状況などの調査項目を追加することを検討する。

なお、サービス業基本調査については5年周期で実施することとし、次回調査を平成11年に行う。

- ③ 消費者向けサービスを適時、的確に把握していくため、特定サービス産業実態調査において供給側からの把握を充実していくことを検討する。
- ④ 多様化している情報通信分野の活動実態等について、関係省庁において、必要な調整を図りつつ適切な統計的整備を順次進める。
- ⑤ サービス業に関する広く概括的な統計及び分野別の統計の整備状況を踏まえつつ、動態統計に関し順次必要な整備を図る。

### 3 世帯・家計関係統計の整備

#### (1) 世帯関係調査の総合化等

高齢化や少子化の進展により、家族構成の変化が進んでいる。居住形態にも変化がみられるようになった。また、個人のライフサイクルも変化してきている。

さらに、国民の生活が豊かになり、国民の意識の変化や選択の多様化が起こっている。従来の生産者中心、効率性優先の考え方からゆとりやアメニティを、画一性よりも多様性を重視する傾向の中で、世帯構成員のライフスタイルも変化し、就業や消費、生活時間の使い方など様々な面での選択が、相互に関連を持ちながら多様化してきている。

このような中で、これまで定着してきた調査単位である世帯を前提として、これによって家族、個人の活動の実態を的確にとらえることが難しくなっている。例えば、長期の単身赴任や入院、就学、出稼ぎなどによる居住形態の多様化など、変化した家族の姿をいかにとらえ統計化すべきかが、新たな課題として浮かび上がってきている。何を一つの世帯として定義するか、世帯相互の関係をどうとらえるか、世帯構成員の行動の多様化をいかにとらえ分析できるかなど、検討すべき課題は多い。国民が生活の豊かさを実感でき、個人が多様な選択肢を公正に選べるような行政を実現するに当たっても、このような国民の価値観の変化や行動の多様化を的確にとらえ、総合的に分析することが重要である。

また、これらの多様化は、人々の活発な動きともなって現れてくる。そして、一極集中と呼ばれるマクロな動きや、就学、就職、転職、転勤などに伴うマイクロレベルでの人々の多様な動きは、経済や社会に関する様々な施策の選択に当たって考慮すべき重要な要素となってきた。

このような観点から、

- ① 家族構成、居住形態、家計構造、ライフスタイル、ライフサイクルなど世帯構造をめぐる変化を踏まえ、新しい世帯概念の在り方、世帯のとらえかた、世帯分類の在り方、各種統計調査における世帯の定義の統一化等につき、関係省庁等の研究会を開催して中長期的に検討を進める。

これに合わせ、国勢調査の調査事項の在り方についても見直しを進める。

- ② 世帯構成員の行動の多様化の総合的な把握・分析に資するため、就業構造基本調査、全国消費実態調査、社会生活基本調査、住宅統計調査、国民生活基礎調査など世帯構成員の基本的活動を把握することのできる主要な統計調査について、総合的な比較、分析に必要な対応の在り方を検討することとし、関係省庁等の研究会を開催して中長期的に検討を進める。

その際、データ・リンケージのための共通的な項目の設定や小規模調査の導入、これらの主要調査と国勢調査との推計分析の在り方などについて、幅広く検討を行うものとする。

- ③ 人口の移動状況を一層的確に把握するため、住民基本台帳人口移動報告について、移動人口に関する年齢階級別の集計が可能となるよう必要な検討を進めるとともに、地域表章の詳細化についての検討を行う。

これとともに、厚生省は、所管の統計調査を活用して地域間移動を集計し、世帯

構成員及び世帯単位の移動状況を推計するよう必要な検討を進める。

## (2) 家計・消費関係調査の見直し

世帯の変貌と並んで、家計の収入、支出の変化も顕著である。世帯の収入は世帯主の収入だけでなく、老人の年金や主婦のパート、子供のアルバイトなど多様化しており、いわゆる家計の個計化が進んでいる。また、高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯や単身赴任の世帯の増加など世帯の姿が変わっていく中で、高齢者の同一家屋内居住や同一敷地内居住など居住形態の複雑化がみられるほか、各種耐久消費財の保有形態などの変化も起こっている。加えて、単身世帯の増加は、家計構造のとらえにくさを一層増幅させていると言えよう。

また、消費行動と関連の深い物価の把握の現状について、ディスカウントストアの増加やプライベート・ブランド商品の登場などによる消費者の選択の幅の拡大や価格の多様化をとらえきれていないとの指摘がなされている。変化を的確にとらえる観点から、必要な改善方策の検討を進める努力を怠ってはならない。

このような観点から、

- ① 単身世帯の消費動向の把握について、新たに実施されている単身世帯収支調査の成果の分析を行った上、家計調査との一元化を含め、両調査の体系化について必要な検討を行い、3年以内を目途に結論を得る。

また、調査の精度の確保や全体的な膨張の抑制、調査客体の記入負担の軽減など幅広い観点から、調査項目、調査方法等に関し的確な見直しを行う。

- ② 消費者物価指数の基礎となる小売物価統計調査について、調査対象とする店舗、商品の銘柄、販売形態、調査日などの見直しを検討の上、速やかに必要な改善を図る。

なお、全国物価統計調査について、物価統計体系における役割の変化や他の統計調査との関係、店舗単位の調査としての特色をも踏まえ、簡素合理化の観点に立ち、その在り方を根底から見直す。

## (3) 世帯の住居資産関係調査の総合化

住居は、世帯の生活の基盤であり、その質のいかんは、世帯員の生活や行動などと深くかかわっている。住宅・社会資本は国民が享受することのできる豊かさの水準を長期にわたって規定すると言われるゆえんである。このため、国民生活の質の向上を目指す上でも、住宅・土地対策は政策の主要な柱となっており、世帯の住居資産の現状の把握、分析を一層充実する必要性は高い。

従来、住宅の現状については住宅統計調査によって、また世帯の土地については土地基本調査世帯調査によって、それぞれ明らかにされているが、相互を通ずる分析は不十分であり、住宅及び土地、これらを取り巻く環境を一体的にとらえきれているとは言い難い状況にある。これらについて、一層多面的な実態把握や総合的分析を進める必要性は高い。

なお、土地基本調査について、このような措置を含めた必要な調査上の整備が進み、統計体系に占める意義が高まるに応じて、その重要性に応じた位置付けの明確化の検討も迫られることとなる。

このような観点から、

- ① 世帯の住居資産の総合的な把握・分析に資するため、住宅統計調査及び土地基本調査世帯調査について、必要な連携を図ることにより体系的に実施することとし、住宅統計調査の実施の際、土地基本調査世帯調査をいわゆるロングフォーム形式で実施することを検討する。
- ② 両調査の一体的分析のため、住宅と土地とこれらを取り巻く環境等の総合的把握に資する調査事項の追加を検討する。その際、調査客体の記入負担の全体としての膨張抑制に、特に配慮する。
- ③ 調査結果に基づき、両調査相互間や国勢調査との間において、総合的推計分析を行う。
- ④ 土地基本調査は5年周期で行う方向で検討することとし、上記の措置は平成10年から実施する。

#### (4) 高齢化社会に対応する統計の充実

我が国の65歳以上人口は総人口の13パーセントを突破し、来る2020年頃には65歳以上の高齢者が国民約4人に1人を占める社会が到来すると言われている。高齢化とともに少産化も進み、生産年齢人口の伸びも鈍化した。21世紀の本格的高齢化社会において、すべての国民が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような長寿福祉社会の構築が大きな課題となっている。

高齢者にとって、健康面や収入・資産、家族の状況などに様々な格差が存在するのが現実である。また、高齢者の幅の広い行動や選択は様々な人生を歩んだ帰結であろう。これらは、社会参加への意欲、居住形態の選択、消費、文化への嗜好などの面での多様化ともなって現れている。高齢者の世帯の姿や居住形態の複雑化は、その一端である。これらは、社会の変化をとらえる上で見過ごせない要素となっている。

また、高齢化社会の課題は単に高齢者にかかわるものにとどまらない。在宅介護や医療保険、年金など、国民各層の生活や負担とも幅広くかつ深くかかわってくる。このような課題は、国民各層の自主的・自律的な協力がなければ、根本的解決は困難であると指摘されている。

高齢化社会を展望した福祉、保健、医療に関する統計調査は、世帯、医療や福祉関係の施設、企業を対象として体系的に整備する必要がある。これにより、在宅介護に関する高齢者自身の意識の把握、高齢者の所得と負担の関係や在宅ケアのコストの分析、我が国の医療の状況の把握などが進み、関連施策への期待の高まりに応じた的確な統計的対応を図ることが可能となる。また、社会保障等による所得の再配分がどのように進められているかが、一層明らかになることも期待される。

さらに、高齢化社会においては、生産年齢人口は減少し、高齢者の就業機会の確保を含め雇用政策全体の在り方が問われることとなろう。その際、統計的把握が進んでいない高齢者の雇用構造の解明という課題への対応を避けて通ることはできない。

このような観点から、

- ① 厚生省は、少子、高齢を特質とする社会の実態の的確な把握と総合的な分析が可能な体系の構築に向け、保健、医療、福祉関係統計など所管統計の体系的整備を図ることとし、具体的措置を逐次実施に移す。なお、課題としての重みを急速に増している介護をいかにとらえるかについて、統計調査上の対応の具体策の検討を早急

に進める。

- ② その際、保健と福祉の一元化の施策の方向や、世帯構造の変化、国民のライフスタイルの多様化等に対応するため、国民生活基礎調査を軸とした世帯を対象とする統計と医療施設や社会福祉施設などの施設を対象とする統計との関連についての分析を充実する方向で検討する。
- ③ 高年齢労働者の就業から引退への移行過程や退職後の生活等の実態を把握するため、高年齢者就業実態調査について、退職後の就業の状況や収入の変化、退職から再就職に至った期間、再就職のための準備の状況等の実態把握の在り方の検討や標本抽出方法の見直しを行うとともに、周期的実施について検討する。

#### 4 個別統計分野の諸課題

##### (1) 環境統計の整備の推進

環境統計については、現状と課題をめぐる調査研究が進められたが、環境データ整備を統計的にどのように方向付けるべきかの検討は立ち遅れていた。

この間、地球温暖化、森林減少、オゾン層破壊などが進み、地球的規模での環境の有限性についての認識が国際的に深まった。地球環境問題は各国の協調と協力なくしては根本的解決が困難な課題であり、国連は、持続可能な開発の施策の一つとして、環境政策と経済政策の統合を支援する観点から、平成5年のSNA（国民経済計算）改訂の際、環境・経済統合勘定の整備を加盟各国に勧告するなど、グローバルな取組を進めている。また、環境勘定の中の自然資源勘定の整備に向けた取組がOECD（経済協力開発機構）諸国を中心として進められている。

SNAのマクロ経済指標（GNP、GDP等）は環境汚染や自然資源の減耗等による国民生活の質の変化を反映でき難く、環境・経済統合勘定、自然資源勘定の整備により環境と経済活動の接点及び相互関連性などが明らかとなる。地球社会と共存する経済政策の推進や地球環境問題への適切な貢献の観点からも、環境・経済統合勘定の整備の必要性は高く、また、自然資源勘定の整備に向けた必要な取組を進めるべきである。

これらの推進に当たっては、現在把握されていない環境汚染物質の排出量や主要自然資源のストックの把握などが検討課題となるが、検討の成果を踏まえつつ、必要な統計調査の整備が進むこととなれば、公害や自然環境等の把握など環境統計の体系的整備の推進の上でも意義あるものとなろう。

なお、今後、個々の統計調査を見直すに当たり、環境的な要素を考慮することが重要な視点となっていることを、この際、指摘しておきたい。

このような観点から、

- ① 環境勘定に関し、環境庁、経済企画庁、農林水産省等関係省庁を中心とする検討が進む中で、必要な統計調査の実施を図ることとし、特に環境・経済統合勘定に関し、必要な統計調査の在り方についておおむね3年を目途に結論を得て、逐次実施に移す。
- ② エネルギー供給・消費関連の産業活動について、関係省庁は、国際比較、総合的分析を進める中で、その環境に及ぼす影響を的確にとらえるため、必要な統計調査



の在り方について検討を進め、逐次実施に移す。

- ③ これらによる環境関係統計調査及び行政データの体系化を始めとして、前回の  
中・長期構想が目指した、環境に関する我が国全体の状況が明らかとなるような統計  
体系の構築を進める。

## (2) 就業実態の把握の的確化

労働は人間の基本的行動の一つであり、経済活動など諸般の社会的行動の基盤ともなるものである。したがって、その姿は、国民の価値観の多様化や産業構造の変化、景気の変動などとも密接に関連しながら、刻々と変化し続けていく。

就業の実態を明らかにする統計が、企業活動の多様化、国際化や労働時間短縮の動きなど就業を取り巻く諸変化に注意を払うことは当然であるが、就業の構造そのものが変化していく姿を的確にとらえるよう、不断の見直しが図られなければならない。

このような観点から、

- ① 雇用構造の変化や就業形態の多様化が進む中での労働市場の実態を的確にとらえるため、世帯を調査対象とする労働力調査、労働力調査特別調査及び就業構造基本調査について、全体としての膨張抑制を図りつつ、労働統計体系における位置付けや効率的連携の在り方について見直す。

また、事業所を対象とする調査等との関連の分析を行うとともに、調査の方法や就業状態の把握方法、不完全就業や複数就業などの実態把握の方法等の在り方について検討する。

- ② 産業構造の変化に対応し、賃金構造基本統計調査の調査職種や標本抽出方法などについて必要な見直しを行う。また、地方公共団体が調査結果を早期に利用できるよう、必要な方策を検討する。

- ③ 外国人労働者の実態の的確な把握に資するため、労働省は必要な調査の実施を検討する。

なお、国勢調査について、外国人に係る的確な実態把握のための手法の充実を図るとともに、外国人の地域別の分布を一層明らかにするなど母集団情報の整備を図る。

## (3) 農林水産統計の課題

我が国の農林水産業の姿は大きく変化しつつある。国内総生産に占める生産額の比率が低下するとともに就業者数が減少していく中で、高齢化の進行や地域社会の活力の低下がみられる。また、輸入品の増大、法人経営等の進行、地域特産物の生産の新たな展開などの変化も進んでいる。さらに、ウルグァイラウンドにおける農業交渉の合意により、今後の生産・流通も相当の影響を受けざるを得ないと見込まれる。

中長期的には、生産性の向上、中核的担い手の育成などに向けた施策が展開されつつあるが、当面、多角的貿易交渉の合意を受けて決定された関連対策要綱の推進を始めとして、対応すべき課題は多い。

このような中で、農林水産統計は、農林水産業の振興、活性化へ向けた諸施策の展開に的確に寄与すべきである。そのためには、農林水産業をめぐる諸変化を踏まえつつ農林水産統計の在り方について、幅広い視点から検討すべきである。

このような観点から、

- ① 農林水産業をめぐる諸変化の下で、農林水産統計の重点化を図りつつ、簡素効率化を進める。このため、統計体系の在り方を始め、調査の重点化、周期の見直し、標本の共用化、調査方法の改善など、幅広い観点からの見直しを図る。
- ② その際、新たな国際環境への対応、消費者・生活者の重視、担い手の育成と確保、農山漁村の活性化、国土・環境保全機能の推進等に資する観点から、必要な統計の充実を検討する。

## 第2章 主要統計調査の実施時期

### 1 検討の必要性

統計調査の実施時期は、本来的には、その目的や利用上のニーズに基づき設定されるものである。

しかしながら、社会・経済情勢の変化に伴う統計情報に対するニーズの高まりに対応するため、統計調査が増加する一方で、①定員削減等による地方公共団体の統計関係職員数の減少、②統計関係予算の緊縮、③昼間不在世帯・面接困難世帯の増加等の調査環境の変化等、統計調査をめぐる状況も変化しており、こうした中で、大規模な統計調査が一時期に集中することは、報告者の協力の確保の困難、地方公共団体の事務負担の過重を招くこととなり、統計の正確性の確保に重大な支障を与える懸念がある。

したがって、特に、統計体系の根幹となるような主要な統計調査の実施時期については、調査の円滑な実施が可能となるよう十分留意する必要があるとともに、各省庁の実施する統計調査の実施時期の相互関連について総合的な検討を行う必要がある。

このため、主要な統計調査の実施時期について、平準化された計画的なスケジュールの設定が必要とされ、このような趣旨から、前回の「統計行政の中・長期構想」において、「省庁別現行主要統計調査の実施時期一覧」が策定されたところである。

しかし、統計調査をめぐる状況は、上記に加え、国民の統計調査に係る負担軽減や調査員の安全確保の必要性の増大、調査員の確保難等、一層厳しくなっているほか、上記実施時期一覧策定後今日までの間に次のような新たな事項が発生している。

#### (1) 主要統計調査の新設等

- ア 国民生活基礎調査の新設（昭和61年）
- イ サービス業基本調査の新設（平成元年）
- ウ 通商産業省企業活動基本調査の新設（平成4年）
- エ 土地基本調査（承認統計調査）の実施（平成5年）

#### (2) 実施時期一覧に基づく実施時期の変更

- ア 昭和61年実施予定の工業実態基本調査の1年後送り実施（昭和62年）
- イ 事業所統計調査（簡易調査）の事業所名簿整備としての実施（平成元年・6年）  
（平成元年においてはサービス業基本調査と同時実施）
- ウ 平成4年実施予定の事業所統計調査の1年前倒し実施（平成3年）（商業統計調査甲・乙調査と同時実施）
- エ 商業統計調査丙調査の甲・乙調査との分離実施（平成元年・4年）
- オ 平成3年実施予定の商業実態基本調査の1年後送り実施（平成4年）

#### (3) 統計調査のふくそう等

- ア 平成4年10～11月に商業統計調査丙調査、商業実態基本調査、就業構造基本調査、全国物価統計調査等を集中して実施
- イ 平成6年に事業所名簿整備調査を約2か月前倒し実施の上、商業統計調査甲・乙調査、サービス業基本調査と連続して実施（平成6～7年にはこのほか全国消費実態調査、農業センサスが実施される。）

なお、平成7年度においては、二つの選挙事務、国勢調査、商業統計調査丙調査、

工業実態基本調査（一覽では8年度実施予定）の実施が予定されていたが、商業統計調査丙調査、工業実態基本調査は中止された。

したがって、本構想においても、引き続き、主要な統計調査の実施時期について、改めて計画的なスケジュール設定が必要となる。

## 2 現状の問題点

上記のような観点から、統計調査の実施時期については、①特に正確性の確保を要する、統計体系の根幹となるような主要な統計調査であって、②報告者の負担及び予算規模が大きい大規模調査であるとともに、③地方統計組織が実地調査を担当し、特に地方事務の負担が大きい統計調査員を動員して行う周期が1年を超える統計調査について特に問題がある。

このような統計調査について、現状のままのスケジュールで推移すると仮定して、平成8年度以降、10年間の実施予定時期を考えると、次の各年度において、これらの調査が同一年度に多数実施され、統計精度への影響が懸念される。

- (1) 平成10年度 住宅統計調査、商業統計調査丙調査、商業実態基本調査及び漁業センサス
- (2) 平成11年度 全国消費実態調査、事業所名簿整備調査、サービス業基本調査及び農林業センサス
- (3) 平成16年度 全国消費実態調査、事業所名簿整備調査、サービス業基本調査、商業統計調査丙調査、商業実態基本調査及び農業センサス

## 3 検討の基本的視点

上記の現状における問題点に対応するため、統計調査の実施時期を検討するに当たっては、次の視点を総合的に勘案することが適当である。

- (1) 統計調査の目的や利用上のニーズに基づく本来的な実施時期の設定
- (2) SNA等の基礎データとしての利用、他の統計調査の母集団情報としての利用、統計データ相互間の比較可能性の向上など、統計調査相互間の有機的関連性を勘案した実施時期の設定
- (3) 統計調査の時系列としての性格の確保に配慮した実施時期の設定
- (4) 地方公共団体の業務体制を考慮し、統計精度の維持・向上を図る観点から、統計調査のふくそうを避けるための、地方公共団体の統計関係事務の平準化につながる実施時期の設定
- (5) 統計関係予算の緊縮を考慮した、統計関係予算の平準化につながる実施時期の設定
- (6) 調査環境の変化に対応するための報告者負担の軽減や統計調査事務の効率化を図る観点から、統計調査の同時実施を行うことによる実施時期の設定

なお、現状における問題点への対応に当たっては、調査方法の改善等による報告者負担の軽減、OA（オフィス・オートメーション）化の推進等による実査負担の軽減等を図ることが地方公共団体の統計関係事務の軽減、平準化につながるという視点も重要である。その方策については、第3章等において提言されているところであり、これが推進されるべきである。

#### 4 個別の統計調査の実施時期

以上のことから、今後10年の統計調査を円滑に実施し、統計の正確性を確保していくためには、その実施時期等について、次のように措置することが適当である。これを主要な統計調査について「省庁別現行主要統計調査の実施時期一覧」として示せば、別表のとおりである。

なお、この一覧の統計調査の実施に当たっては、関係省庁及び地方公共団体の一層密接な連携のもとに行うものとする。取り分け、同時実施に当たっては、その円滑な実施のため、調査事項、調査方法等について、関係者間で十分な調整を行う必要がある。

- (1) 世帯を対象とする統計調査については、農林水産省が実施するものを含めて、実施時期を変更する必要性が認められるほどの特段の問題はないので、現行どおりとする。
- (2) 事業所を対象とする統計調査のうち、文部省、厚生省、労働省等が実施するもの及び通商産業省が毎年実施するものについても、実施時期を変更する必要性が認められるほどの特段の問題はなく、現行どおりとする。
- (3) 事業所統計調査については、次回の調査から企業・事業所統計調査（仮称）に改め、平成8年度を初年度として5年周期で実施するとともに、変動が激しい企業・事業所の名称、所在地などの情報を把握するため、本調査の3年後に簡易な方法による調査を実施することとする。
- (4) サービス業基本調査については、次回の調査を平成11年度に実施し、以後5年周期で実施することとするが、調査方法としては、同年度に実施される企業・事業所統計調査（仮称）の簡易調査との同時実施により行うこととする。
- (5) 全国物価統計調査については、その在り方を根底から見直す際に、周期及び実施時期についても併せて見直すこととする。
- (6) 商業統計調査甲・乙調査については、次回の調査を平成9年度に実施し、以後5年周期で実施するとともに、変動が激しい商業の構造変化を的確に把握するため、本調査の2年後にこれを補完する調査を実施することとする。
- (7) 商業統計調査丙調査については、前回の平成4年調査をもって廃止することとする。
- (8) 工業実態基本調査及び商業実態基本調査については、飲食店を調査対象に加えることを含めその在り方を見直し、次回調査を平成10年度に実施し、以後5年周期で実施することとする。

なお、土地基本調査については、次回の調査を平成10年度に実施し、以後の周期については、5年周期で実施する方向で検討することとする。また、同調査の世帯調査については、住宅統計調査との同時実施により行うことを検討する。

#### 5 実施時期一覧に基づく実施時期の変更等

今後、各省庁が大規模統計調査を新たに実施する場合及び既存の主要統計調査の実施時期を変更する場合は、原則として、十分な検討期間（新規で又は前倒しで実施する場合は当該実施年の、後送りで実施する場合は当初実施予定年の前おおむね2年間）を設けた上で、上記「3」の視点を十分勘案して、統計審議会において審議する。その審議に当たっては、関係省庁及び都道府県の意見を十分聴取するものとする。

なお、周期が1年を超える統計調査の実施時期を変更することとなった際には、次回の調査の実施時期については、変更後の調査の実施時期を起点として設定するのではなく、当初予定どおりの実施時期において実施することが適当である。

### 第3章 報告者負担の軽減と地方統計機構

統計は、報告者から提供されたデータを数値情報として集計したものであって、統計作成において報告者は重要な役割を果たしている。

この報告者からのデータ提供は、報告者の協力に依存している。調査の結果作成される統計は単に行政の利用に供されるだけでなく広く国民に利用される、データは個別利用されず報告者の秘密が守られるという信頼関係に基礎を置いて、報告者の協力が得られ真実のデータが提出されるものであるから、これらの信頼関係を維持するとともにデータ提供の負担を必要最小限のものにしなければならない。

これまでの統計調査の企画・設計段階では、必要な統計情報の収集に主眼があり、どのような方法により収集するか意識が集中し、報告に当たり報告者にどのような負担がかかるかについての配慮が十分であったとは言い難い。このため、調査する側が想定する負担と、調査される側が実際に負っている負担との間に差が生じている。近年の情報化の進展など社会・経済の変化に伴い、情報ニーズが増大し、これにこたえるための統計の整備が進むにつれ、結果として報告者の負担増を来し、さらに行政報告や民間の統計調査に対する報告も重なって、報告者の負担軽減が強く要請されるに至っている。

統計作成に当たり、報告者の提供データが統計の内容を形成する最も重要な「資源」であり、報告者はその資源の源泉であるにとらえることができる。報告者の負担が過重になり、統計調査に対する協力が得難くなれば、統計の精度の低下を来すばかりか、統計調査の実施さえも危うくなる。

このような状況からすれば、統計の整備充実を図る中で、統計調査の円滑な実施及び統計の精度の維持・向上を永続的に図るためには、統計体系の整備、統計調査の企画・実施に至る全過程において、常に報告者の立場を調査の内容の必要性に併せて十分配慮し、その負担軽減に努めることが必要不可欠の条件である。

我々の課題の中心は、増大する統計需要にこたえつつ、統計調査における報告者負担をいかにして軽減するかにある。このためには、従来からとられてきた各種の負担軽減の方策に加えて、特に新しい情報通信技術の積極的な導入が必要であり、また、既に収集した統計情報を徹底的に再利用するとともに、膨大な量の行政記録を統計的に活用する方策を検討すべきである。

また、統計調査は報告者の負担とともに実査の負担を伴う。現在、国の多くの統計調査の実査は都道府県及び市区町村の職員並びに統計調査員によって担われている。国民の行動、意識や経済活動の変化に伴って、調査内容が複雑化し調査環境が厳しさを増していることから、実査の負担が増大しているのに反し、職員の定員は削減され、また、統計調査員の確保も困難になっている。したがって、統計調査を質量ともに維持、充実していくためには、報告者の負担と同時に実査の負担を軽減し、実査を担う地方統計機構の充実・強化を図ることもまた不可欠である。

#### 1 報告者負担の実態と軽減措置状況

##### (1) 報告者負担の実態

###### ア 物理的負担と心理的負担

報告者が受ける負担としては、物理的負担と心理的負担がある。物理的負担とは、各種統計調査の集中、同一調査の継続反復、調査事項の多さ・詳細さ等統計調査の量的な負担であり、心理的負担とは、答えにくいあるいは答えたくないということから回答すること自体に積極的な姿勢をとれないことによる負担である。これら負担の性質によって対応する負担軽減方策が異なることから、これを念頭において具体的負担軽減方策を考えることが重要である。

また、統計調査の対象である報告者は、個人や世帯と企業や事業所に大別される。個人や世帯については、重ねて統計調査の対象となることはまれであり、一部を除いて報告に対する物理的負担の問題は少なく、価値観の多様化、プライバシー意識の高まりなどによって、調査に答えるのが煩わしい、答えたくないといった拒絶感に根ざした心理的負担が主である。

一方、企業や事業所は、経済活動上大きな役割を果たしているものであり、多角経営等事業活動が多面的であることが多く、事業を行う上で各種行政との関わりが多いことから、各種統計調査の対象となる結果、特に大企業を中心に統計調査が集中するなど、物理的負担が主となっている。

#### イ 物理的負担の実態

平成6年7月に東京証券取引所上場企業(500社)及びその代表的な事業所(500所)を対象に実施した「統計調査報告等の記入に関する実態調査」結果による物理的負担の実態は、以下のとおりである。

平成5年度1年間に企業(本社)が、国及び地方公共団体から回答を求められた統計調査(指定統計、承認統計及び届出統計)の調査票の数についてみると、100票以上とする企業が25パーセントを占めている。このうち、資本金10~99億円の企業では、年間100票以上の回答を求められている企業が10パーセント、100億円以上の企業では34パーセントとなっており、企業規模が大きくなるにつれて求められる調査票数が多くなっている。また、事業所が回答を求められる調査票数を従業員規模別にみても、その規模が大きくなるに従って求められている調査票数が多くなる傾向にある。このように企業及び事業所ともその規模が大きいところほど、調査数が多くなっている。

一方、企業が1か月間(平成6年7月)に受けた国の統計調査の調査票のうち70パーセントを超えるものについて、「大いに負担」、「かなり負担」としている。その理由は、「調査内容が詳しすぎる」、「報告の頻度が多い」となっている。本社に対する調査においては、回答の際、本社が手元資料で全項目を記入できる調査票の割合は20パーセント程度にすぎず、他は事業所への問い合わせが必要となっている。また、事業所に対する調査では、手元資料で全項目を記入できるものの割合が本社に比べて更に低くなっており、企業及び事業所とも、調査票の記入が手元資料だけでは完結しておらず、記入のための資料収集に余分の負担がかかっている。

また、企業・事業所が回答を求められる報告類としては、①国及び地方公共団体による統計調査のほか、②許認可等に基づく行政報告、③民間の統計調査がある。企業・事業所にとっては、行政報告、民間調査も含めて同様の負担となっている。これらすべての報告類(調査票)のうち、国及び地方公共団体の統計調査は約3分



の1に当たる。

こうした報告負担に対しては、全体として軽減を図る必要がある。取り分け、国及び地方公共団体による統計調査と行政報告は、いずれも行政機関が求めるものであり、それぞれの立場における適切な対応が期待される。

## (2) 負担軽減の措置状況

報告者負担の軽減に関しては、総務庁（統計基準部）が所掌する統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく審査、毎年度の歳出予算概算要求に係る統計調査計画の審査等の統計調査の審査を通じ、調査実施の必要性の吟味、調査内容や方法等の妥当性のチェックを行い、統計調査の統廃合、調査周期の延長、調査規模（調査客体及び調査事項）の縮小、調査の簡素化等の措置が講じられているほか、政府全体としての昭和55年行政改革計画に基づく報告等の整理及び昭和59年行革大綱に基づく統計調査の整理再編を通じて、負担軽減措置が講じられてきた。

さらに、昭和63年12月13日の「規制緩和推進要綱」（閣議決定）を踏まえ、平成元年12月5日、各省庁統計主管課長等会議において「統計調査に係る国民の負担軽減方策について」の申合せを行い、各省庁が統一的な視点で所管の統計調査を定期的（少なくとも5年ごと）に見直すこととし、その推進が図られてきた。

その後平成6年2月15日の「今後における行政改革の推進方策について」（閣議決定）において、「統計調査の廃止・統合、調査事項の削減、調査方法の改善等により、負担の軽減を進めること」とされた。これを受けて各省庁統計主管課長等会議において「統計調査に係る国民負担の軽減方策について」（平成6年2月15日）として新たな各省庁申合せ（以下「各省庁申合せ」という。）を行い、負担の軽減を推進することとなった。

## 2 負担軽減の具体的方策

報告者負担の軽減については、これまで統計調査の審査と、前述の各省庁申合せに基づき、統計調査の統廃合、調査事項又は客体数の削減、調査周期の延長等の措置が積極的に推進されてきている。

しかしながら、情報化、国際化の進展など社会・経済の変化に伴い統計情報に対する需要がますます高まっている。一方、世帯構造の変化、企業活動の多角化等に応じて統計調査の内容も複雑化、専門化してきているとともに、プライバシー意識の高まりや企業機密保護の要請等に伴う調査協力意識の低下等、調査環境の厳しさが増してきている。このような状況では、これまでの措置のみでは、報告者が容易に協力できる程度に負担軽減を図ることは困難となっており、増大する統計需要にこたえつつ、報告者負担の軽減を図るためには、更に様々な角度から検討し努力していく必要がある。

負担軽減の具体的方策としては、第1に統計調査の審査とともに各省庁申合せを引き続き着実に実施していく必要がある。第2に統計調査の企画に当たっての対策として、①報告者の意見の反映、②負担の量的指標としての報告に係る時間の把握方法等を開発すること、が必要である。第3に既存情報の利用による対策として、①既存統計調査結果利用の徹底、②行政記録の活用、③母集団情報の共同利用を図ることによって、調査

客体や調査事項の重複回避、増加抑制の効果が期待できる。第4に情報通信技術の応用などによる調査方法の改善方策があるが、これについては、負担の性質が異なるので企業や事業所を対象とする場合と個人や世帯を対象とする場合に分けて方策を講ずる必要がある。第5に複数の調査を同時実施することは、報告及び実査の負担軽減に寄与するので、その採用を図る。さらに、側面的に報告者の負担感の軽減に寄与するものとして統計調査の広報と調査結果の利用促進が重要である。

負担軽減のためにはこれらの方策を多角的、総合的に推進していくことが必要であり以下それぞれについて述べる。

#### (1) 統計調査の審査及び各省庁申合せによる軽減方策の着実な実施

総務庁が行う統計調査の審査において報告者の負担軽減を一層推進する必要がある。

また、各省庁申合せは、将来に向けて負担軽減を図るべき具体的方策を打ち出し、各省庁は、所管する統計調査について平成7年度を初年度とする5年間の見直し計画を作成し、さらに各年度の負担軽減措置予定を総務庁に提出することとなっている。

統計調査の見直しは、①既存の統計調査について社会情勢の変化等により統廃合ができないか、②必要性の乏しい調査事項を削減できないか、③利用上支障のない範囲で調査客体数の削減ができないか、④負担軽減の観点から調査方法の改善ができないか、⑤調査周期の延長、調査客体の繁忙期における調査の回避ができないか等の視点により行うこととされている。さらに、負担軽減のため、統計調査の効率化方策等の調査・研究に努めるとともに、見直し計画の措置結果の周知を図り国民の理解と協力を得るように努めることとなっている。

この申合せの推進に当たっては、政府共通の指針の下に各省庁が自主性を発揮しつつ、計画的、継続的に取り組むこととしており、各省庁は、省庁内における調整を図り、総務庁（統計基準部）と緊密に連携し、着実に実施していく必要がある。

また、総務庁（統計基準部）及び各省庁は、負担軽減の措置及びそれがもたらした成果について、報告者の理解と協力を得るための広報を積極的に実施することが重要である。

#### (2) 調査企画段階における報告者の意見の反映

各種統計調査の企画・設計に当たり、どのような統計情報を収集することが求められているかという統計需要の面に主眼が置かれがちである。統計調査の実施者は、統計需要に対し有益な統計情報を提供するため、行政施策上の必要性や国民一般のニーズについて広く統計利用者の意見・要望を聴取し、統計調査の設計に当たるのが一般的である。

一方、報告者が統計調査の必要性を理解していても、実際に統計調査に回答する際に、その回答が容易か否かといったことがあり、このようなことは回答の仕方にも大きな影響を与えることになる。このようなことから、報告者の負担を軽減し、統計調査の円滑な実施及び統計の精度の確保のためには、報告者の意見・要望を統計調査の企画・設計に反映させるべきである。しかし、国勢調査、通商産業省生産動態統計調査等一部の統計調査を除き、一般的には報告者の意見・要望が反映されていないのが現状である。

統計の作成に際しては、報告者は、統計の内容となるデータを提供するという統計

資源の提供者の立場であり、それに伴う負担の軽減を図るため、実施者は、統計調査の企画・設計に当たり、報告者の意見を反映させるよう努めることが重要である。

### (3) 負担軽減の測定のための指標（報告時間）の開発

報告者負担についての的確な軽減方策を推進するためには、負担の実態を量的に把握する指標が必要である。これまで、報告者が調査票に記入する具体的な負担量やその軽減の程度を実態に即して把握し得るデータは少ない。このため、負担軽減の目標の設定やそれに基づく負担軽減状況を明らかにする面で十分とはいえず、また、その軽減努力について報告者の理解を得るについても説得性をもたせることが難しい。

近年、調査内容の複雑、高度化等に伴い、以前に比べデータの調査票への記入等に時間がかかるようになってきている。一方、国民が時間により多くの価値を見出すようになり、報告者負担を量的に表すものとして報告に要する時間に注目が集まるようになってきている。このような状況の下では、報告に係る負担の実態をよりの確に把握するためには、負担量を調査事項の数や内容とともに報告に要する「時間」でとらえることが望ましいと考えられる。

今後、報告者負担の軽減を一層図っていく観点からは、報告時間が有効な尺度の一つになり得ると考えられるので、統計調査の企画・設計を始め統計調査の審査、各省庁申合せの推進等で活用していくため、報告時間の把握について研究し、その方法を開発するとともに、その活用範囲及び活用方策を検討する必要がある。

この時間の把握を行う対象は、とりあえず物理的負担が主となっている企業・事業所対象の統計調査から検討していくことが望ましい。

なお、報告時間の把握に関しては、統計調査の内容や報告者の報告経験等によって負担の程度が異なること、把握方法にも種々の方法が考えられること、把握データの活用方法について細部を明確にする必要があることなどから、これらの点を含め2年を目途に研究開発を行うことが適当である。

### (4) 既存統計調査結果の活用による新規統計情報収集の抑制

新たな情報需要が生じた場合、既存の統計調査結果等の情報を十分に有効活用することにより、その需要が満たされるのであれば、新たな情報収集の必要はなくなる。これは、新規の情報収集の抑制に寄与し、報告者負担の軽減になる。このような観点から各省庁保有の統計情報等をできるだけ効率的に検索、利用できる仕組み、方法を構築していくことが重要である。この点は、以下の(5)、(6)においても同様である。

このような目的のために有効な手段の一つとしてデータベースがあり、データベースの整備については、統計調査結果の利用拡大の観点から、その推進が必要であるが、報告者負担の軽減の効果も大きい。なぜなら、既存の統計調査結果から得られる情報を迅速に確認できることにより、調査の統廃合、調査事項の重複回避等の検討が様々な段階で容易に可能になるからである。

また、既存の統計調査結果について、別途の活用方法として、統計調査結果の再集計がある。これにより、必要とする情報が得られる場合があるので、新たに統計調査を企画する際には、自省庁はもとより他省庁の関連ある統計調査結果の再集計を積極的に試みるべきである。

データベースにアクセスできる範囲が広がれば、地方公共団体や民間が行う調査に

において同様な検討が可能になり、これによる報告者の負担軽減も期待できる。

#### (5) 行政記録の活用による統計情報収集の抑制

行政記録は、許認可、届出、法律に根拠を置く規則等に基づく行政報告として行政の対象である個人や世帯及び企業や事業所から報告を求めたデータであり、統計調査と同様に対象者に負担をかけている。このように同じ国の機関が各種の負担をかけることは極力避けなければならない。

行政記録を統計作成等に活用する場合には、三つの類型がある。第1の類型は、行政部局が作成するものである。主要なものとしては、交通事故統計、日本貿易月表、雇用保険事業月報等があり、この種の業務統計は多数みられる。第2の類型は、具体的に生じた統計需要に対応するため、行政記録の発生場所で分類等に必要の一部の情報を追加した上で統計を作成するものであり、人口動態調査、建築着工統計、住民基本台帳人口移動報告等があるが、実例は少ない。第3の類型は、行政記録を基に母集団名簿を整備するものがある（後記（6）参照）。

行政記録は大量にあり、行政情報収集の簡素化・効率化及び報告者負担の軽減の観点から、今後、その活用について以下のような点について検討を進めることが重要である。

一つは、行政記録は、各行政の固有の法体系の下で当該行政目的を達成するために、その運営・管理の的確な実施に必要な資料として行政の対象となる者に求める報告であり、必ずしも統計の作成・公表を意図していないが、近年、電算化が進み、統計の作成・公表を容易に行い得る条件が整っているため、可能な限り第1の類型に属する統計化を進めることである。

もう一つは、第2及び第3の類型として、新たな統計需要に基づく新規統計調査等の企画・設計に当たっては、各省庁は行政記録の有無、活用の可否について十分検討し、可能な限り行政記録を活用することである。

このため、行政記録の活用方策については、行政記録の項目や内容と統計として把握することが求められる事項との関係、関連する法制度等との関係、統計化のための手続や手法等に関する専門的・技術的な検討を行う必要がある。

#### (6) 母集団情報共同利用による調査客体・調査事項の重複回避等

各種標本調査の調査客体抽出のフレームとして調査対象の名簿及び関連情報が母集団情報として整備、維持管理されており、報告者負担の軽減の観点からは、企業や事業所を対象とした母集団情報をデータベース化し、その共同利用を推進することによって、①標本管理の徹底による同一客体への集中の回避、②基本的属性事項の利用やデータ・リンケージにより調査事項の重複回避等を図る必要がある。

また、このような母集団情報については許認可、届出等の行政記録を基に逐次整備・更新している母集団情報がある。一方、全数を対象とした統計調査によって整備・更新している母集団情報もある。これらの母集団情報の相互の連携による更新を行えば、その部分については更新のための調査を簡略化することができるので、「企業・事業所フレーム」における統一事業所コード（仮称）及び本社・支社連結コード（仮称）により、これら母集団情報の相互利用を行うことによって報告者の負担軽減を図る必要がある。

## (7) 調査方法の改善による報告の簡素化・簡便化

### ア 企業・事業所対象の調査

調査方法の改善は、これまでも種々行われてきたが、調査の効率化のほか、報告者負担の軽減にも大きな効果があるので、積極的に推進する必要がある。まず、企業や事業所においては、近年の情報通信技術の著しい進展とそれに伴う情報通信機器の普及を背景として、コンピュータ等による情報処理が進行している。このような企業や事業所について、磁気媒体や通信回線を利用した統計データの収集をできるようにすれば、報告者が改めて調査票にデータを転記する必要がなくなるなど、報告者にとって飛躍的に負担の軽減が図られる。

このような磁気媒体や通信回線による調査あるいはプレプリント方式の活用等情報通信の新技术を応用し、報告者が報告しやすい調査方法に改善していくことは、報告者負担の軽減の観点から、積極的に推進することが必要である。

さらに、企業とその組織下にある事業所との間では、企業内の情報システム化が進展し、事業所に関する情報が企業本社に集中しているところが多くなっている。このような場合、事業所を対象とする統計調査では、事業所は本社に照会が必要になるなど、負担が過重となっている。このため、調査票の送付先を企業又は事業所のいずれにするか、事前に企業の意向を把握することなどについて検討し、報告の簡便化を図る必要がある。

なお、本社・支社連結コード（仮称）の設定については、調査頻度が高い一定規模以上（例えば資本金10億円以上又は従業員1千人以上）の企業を優先的に実施することが望ましい。

### イ 個人・世帯対象の調査

個人や世帯にあつては、心理的負担が主であり、これが増大すれば、調査協力の確保に支障を来すのでその負担軽減を図る必要がある。

この負担軽減の検討を要する局面は、①調査事項の設定、②調査票回収方法の決定、③調査員調査における統計調査員の配置（顔見知りか否か）などが考えられ、調査の内容に応じて適切な方法がとられるべきである。これらの具体的措置は、統計調査の企画から実施に至る全過程において検討されることになるが、取り分け調査事項の設定段階では、調査事項の必要性和報告者負担との均衡を十分吟味し必要最小限の調査事項にとどめるとともに、誤解のない回答しやすい質問方法や記入しやすい様式に配慮する必要がある。また、調査票回収方法の決定段階では、報告者の意向を踏まえて郵送化、密封化等を採用すること、統計調査員の配置に関しては、報告者が顔見知りの統計調査員を好むか否かは都市部と農村部等地域によって大きく異なるので、地域の実情に即し弾力的に対処することなどにより、心理的負担の軽減を図る必要がある。

さらに、調査内容によっては心理的負担のみならず、物理的負担の大きい調査もある。例えば、家計などに関する調査で、回答のための手元資料がなく、調査実施者の指示に従って、日々の記録を整理、集積して回答資料を作成し、一定期間にわたって記入を求めるものでは、報告者に相当の負担をかけるものとなっている。

報告者の調査協力意識が変化しつつある今日、このような統計調査に協力を惜し

まない報告者は限られてきており、統計の精度にも影響を及ぼすことが懸念されることから、報告者の協力状況の変化を十分考慮し、報告者が容易に協力できるよう、調査内容はもとより調査方法の改善を図っていくことが必要である。

#### (8) 統計調査の同時実施による報告者負担の軽減

調査客体が一部重複し、同一又は類似の項目を有する独立した2種類以上の統計調査について、一体的に整合性を図った上で同時に実施するいわゆる同時実施が本格的に行われたのは、平成3年における事業所統計調査と商業統計調査の同時実施である。大規模なものとしては初めての体験であったこともあり、実査の面で幾つかの問題点が生じたが、同時実施は、経費の節減、総量としての地方事務の軽減等調査の効率化となるとともに、何よりも報告者にとっては調査を2回受けるところが1回で済み、その負担軽減の効果が大きい。

このような状況を総合的に勘案し、メリットの方が大きいと判断される場合にあっては、調査対象が重複し、近接した時期に実施される複数の統計調査については、都道府県等との協議を十分行いながら、同時実施の有効な活用を図っていく必要がある。この同時実施に当たっては、個別統計調査及びその統計調査間において調査結果の精度面への影響について検討を深めるとともに、調査票様式や属性事項の統一化、配布先の明確化等調査方法上の留意点を含め、過去の経験による反省を踏まえ、きめ細かな事前の検討を行うことにより実査負担の軽減を図り、また、統計部局間の十分な調整を図っておくべきである。このためには、同時実施を行う場合にあってはそれをできるだけ早く決定し、実施計画の十分な事前検討を行う必要がある。

#### (9) 統計調査の広報、調査結果の利用促進による負担感の緩和

統計調査について報告者の理解と協力を得るためには、報告者負担の軽減を図るとともに、快く協力を得られるような調査環境を整備するため、統計の普及啓発活動や広報と調査結果の利用の促進が重要である。

報告者が統計調査に協力をいとわないような姿勢をとれる状況を整えるには、何よりも統計の重要性について十分な理解を得ることが必要である。このための普及啓発、広報、統計教育等の活動としては、これまでも「統計の日」(10月18日)を中心とした統計グラフコンクール等各種行事の実施、教師(小中学校)を対象とした研修、広報誌の発行等統計関係者や一般国民、児童生徒に向けた活動を始め、個別統計調査の広報、調査結果の公表、結果の還元等を行っており、また、地方公共団体でも、地方統計大会、統計データフェア、小中学校用補助教材の作成等を行っている。

今後においてもその活動について質量ともに充実を図ることが必要である。その際には、統計調査結果の活用状況や報告者負担軽減への配慮を重視した内容とするとともに、報告者にとって関心や興味のある内容に工夫し、各種の媒体を通じた広報等に積極的に努めることが必要である。

一方、統計の利用については、調査結果の公表早期化、需要に応じた集計表の提供等を一層推進することにより、その拡大、促進を図ることが重要である。これにより国民の共有財産として報告者を含む一般国民に統計の利用が広がり、統計の役割、重要性の理解・認識が向上することから、統計調査への協力姿勢が前向きとなるので、側面から報告者の負担を緩和する効果が大きいと考えられる。

### 3 実査負担と地方統計機構等

統計作成には実査担当者の多大な時間と労力を伴うが、多くの統計調査で実査を担うのは都道府県職員、市区町村職員及び統計調査員である。社会・経済活動の複雑化、国民の生活・意識の多様化によって、調査内容の複雑・高度化が進み、調査環境がますます厳しくなり、実査の困難が増している。一方、地方の担当職員の削減が行われ、統計調査員の確保も容易に行えない状況にあり、実査担当者の負担は、都道府県、市区町村、統計調査員のそれぞれの段階でますます増大する傾向にある。こうした実査に係る負担を軽減することは、単に実査に従事する担当者のためばかりでなく、必要な統計の精度を確保するためにも必要なことであるので、可能な限り図られねばならない。

このような状況を踏まえると、まず、これまで述べた報告者負担の軽減方策が調査環境の改善につながることから、そのまま実査負担の軽減にも寄与するので、その着実な推進が必要である。また、同一時期に大規模な統計調査が集中しないようにその実施時期を調整し、実査に係る事務の平準化を図ることが不可欠であり、主要統計調査を計画的に実施していくことが重要である。

さらに、調査環境の厳しさが増す中で、統計需要にこたえ必要な統計の精度を確保するためには、上記のような実査負担の軽減とともに、実査担当部門の充実を図ることが重要である。

#### (1) 地方統計機構の現状

国勢調査を始め国民生活に重要な関係をもち、国の基本政策決定等に必要な統計を作成するために行われる指定統計調査の多くは、都道府県統計主管課、市区町村、統計調査員の系統により実施されており、これら指定統計調査のための共通の調査の機構として、都道府県及び市区町村に地方統計機構が設けられている。

都道府県は、市区町村に対する指導、連絡調整に関する事務をも実施しており、国の統計調査の実査上の中核的な役割を果たしている。都道府県（統計主管課）には全額国庫負担による統計専任職員が配置されているが、その配置定数は、国の行政整理や国の定員削減に準ずる削減措置により大幅に減少し、平成6年度の配置定数は2,463人である。また、統計専任職員の統計事務の経験年数をみると、人事ローテーションの短期化、都道府県内各課にわたる広範囲な人事異動により、総じて長期経験者が減少する傾向にある。統計調査は、毎年実施されるもののほか、3年や5年等の周期により実施されるものも多く、当該調査の経験者がいる方が、調査の効果的・効率的実施の上で望ましいが、実務経験の豊富な統計職員を確保しにくい状況にある。

また、市区町村は、統計調査の実施に当たり、統計調査員の確保、統計調査員への調査票の配付、調査票の収受、調査票の審査等を行っており、実査の現場においてその確実な実施のため重要な役割を果たしている。市区町村の場合、統計職員の配置に関する経費については、かつて国が直接負担していたが、昭和25年度以降、地方財政平衡交付金（現在の地方交付税）制度の中で措置されており、統計組織の設置及び職員の配置については、市区町村自らが行うこととなった。このこともあって、統計を専担する課を設置している市区町村は21（平成6年4月1日現在）に過ぎず、また、統計職員の多くは選挙事務、消防事務、公聴広報事務等の事務との兼務となっている。

このように、地方の統計機構においては、統計職員が減少するなど厳しい状況にあ

る。

## (2) 地方統計機構充実の対策

今後、地方において実査を担当する機構を維持し、統計需要にこたえられるよう、その充実・強化策が講じられなければならない。

対策の第一は統計職員の量的確保である。取り分け、実査の中核として市区町村の指導・連絡調整にも当たる都道府県の統計専任職員の確保である。総務庁は、統計専任職員の定員削減に対処し、増員要求努力をしてきているが、増員は認められておらず、このまま定員削減が続けられた場合、国の機関委任事務としての指定統計調査の実施への影響が大きくなるおそれがあるので、増員確保対策を積極的に講じていく必要がある。

また、統計職員が能力を最大限に発揮し、効果的、効率的な統計調査を行うためには、統計職員の研修の充実、事務事業の見直しによるOA化の促進、統計組織の活性化など、次の諸点について推進を図る必要がある。これらの諸対策は地方公共団体と国の緊密な連携の下に行われる必要がある。

### ア 統計職員の研修の充実

都道府県及び市区町村の統計担当職員を対象とした研修は、各省庁において行われているが、地方公共団体の業務の体制上等の問題から、特に長期間開催される研修への参加人数が少なくなっている。一方、統計の加工・分析に関する研修の需要が増えている。

このため、各省庁は、即戦力となる人材育成のために研修の内容を常に見直しながら実務を重視した短期的な研修に心掛けるとともに、次の点について検討する必要がある。

- ① 報告者の負担軽減に配慮し、統計調査を適切に企画・実施し、結果の適切な分析及び提供を行うためには、統計知識を十分に備えた専門家の育成が不可欠である。総務庁統計研修所の各種研修のうち、特に長期の研修については、都道府県の意見も聴取した上で、その運営の見直しを行うとともに、受講しやすくなるような方策を検討すること。
- ② 都道府県及び統計を専担する組織を有している政令指定都市等（以下「都道府県等」という。）においては、地方における早期公表、地域行政の課題に即した統計分析結果の提供が求められており、このための人材育成が必要となっているので、各省庁は、個別調査の事務打合せ会等の場の活用を含め、地域の実情に即した調査結果の利用のための「加工・分析」に配慮した研修を行うこと。
- ③ 都道府県等においては、例えば、県民経済計算、産業連関分析、鉱工業生産指数等の政策決定のための分析と利用が重要視されているが、この種の分野は、専門性・技術性が高く研修の必要性が高い。現在各省庁で実施している研修には、それぞれに参加枠があり、希望する人員の派遣ができないものもみられるので、参加枠の拡大あるいは参加希望者数に応じた同一研修の複数回開催等について努めること。
- ④ 統計を専担する組織を有しておらず、他の業務との兼務となっている市区町村の職員に対しては、実務を中心とした短期間の研修が特に必要である。市区町



村を対象とした研修としては、総務庁（統計基準部）が都道府県に委託して実施している地方統計職員業務研修の地方研修があり、これについて研修内容の充実及びその効果的な実施を図ること。

#### イ 統計調査事務のＯＡ化の推進

統計調査関係事務のＯＡ化については、その適用対象となる業務が、調査票の審査・集計、加工・分析、結果提供、客体管理、宛て名管理、用品管理、統計調査委託費の市町村交付額算定、統計調査員管理等と多く、積極的に取り組んでいる都道府県等も多いが、国において更に推進を図る余地がある。推進に当たっては今後における情報処理技術の進展により、ＯＡ化の範囲の拡大やその高度化が見込まれる点を考慮していくことが重要であり、今後に向けて当面ＯＡ機器の導入の促進を図るとともに共通に利用できるソフトウェアの開発が可能な業務について、その対象業務別にソフトウェアを開発し、都道府県等に提供するなどの支援措置について検討する必要がある。

#### ウ 都道府県等の統計主管組織の活性化

都道府県等の統計主管組織は、国の統計調査の実査担当部局としての機能を果たす業務が中核となっていることもあって、地方において創意・工夫する余地が少ないという意識が生じがちであるが、統計従事職員が創意・工夫を発揮する分野を広げることによって、その職員の志気が高まり、統計組織が活性化する可能性が生まれる。

組織の活性化を図る方策の一つは、地方における統計情報の発信者、統計の利用者としての機能を充実させていくことである。このため、自ら従事した統計調査の結果が都道府県等の施策を遂行する上で積極的に利用され、役立つものであることの認識を高めることが重要である。また、その利用の結果が更に住民に還元されることにより、報告者の心理的負担の軽減にも資するものである。

このため、国は、前述の研修の充実とともに、地方における統計利用の促進のための統計情報の提供に関し、都道府県等に対して次のような支援を積極的に行うことが効果的と考えられる。

##### ① 地方における公表の拡大及び早期化に対する支援

統計調査の結果については、地方においてもできるだけ早期に公表が行われることが望ましい。地方独自の公表については、国と同時期にしたいとの地方からの要望が強いが、これを実現するためには、地方分散入力若しくは地方分査が必要である。

しかし、地方分散入力を行う場合、地方の事務負担が伴い、また、地域表章については、標本調査における精度上の問題についての検討が必要となるので、各省庁は、これらの問題点を十分に吟味した上で、当面、都道府県等における地方分散入力を推進することについて、検討する必要がある。また、中央で集計を行う統計調査において地域表章した結果の公表の早期化についても併せて推進する必要がある。

##### ② 地方における独自集計に対する支援

地方における統計利用の拡充のためには、地方自らが需要に応じた集計を行い

得ることが必要であり、積極的に実施しているところもある。そのため、国もデータ提供を行うことが重要であり、現在でも、地方独自で集計できるように電算処理システムのソフトを提供している例やデータベースサービスにより需要に応じている例がある。また、公益法人を通じた集計・提供サービス体制について検討している省庁もあるが、更に地方が独自に集計できるように、上記①の措置と併せてデータ提供等を一層推進していく必要がある。

さらに、活性化対策の一つとして、都道府県等が独自に企画・実施する統計調査に関する統計主管課による支援、調整がある。この地方の統計調査は、統計主管課以外の行政担当部課で企画・実施されることが多いが、これに対して、統計主管課が統計の専門的知識や情報に基づいて支援、調整を行うことは、効果的で効率的な統計調査の実施を推進し、何よりも報告者負担の軽減に寄与するものである。このような業務を効果的に行えるようにするため、国は、都道府県等に対して統計調査の企画及び調整に関する情報やノウハウを提供していく必要がある。

### (3) 統計調査員をめぐる現状と対策

社会経済の変化に伴い、統計の需要が増加し、調査内容も複雑・多様化している。その調査の実査を指示された統計調査員は、これを調査客体に的確に伝え正確な回答を得るために、従来に増して指示内容の理解に相当の努力が必要となっている。

一方、近年、個人情報や企業機密の保護への要請を背景とした調査への非協力、オートロックマンション等閉鎖的な建築物の増加や共働き世帯、単身世帯の増加に伴う調査客体との接触困難など、いわゆる調査環境の厳しさが増していることから、統計調査員は、調査客体への訪問回数の増加や夜間調査の実施が避けられず、また、調査非協力世帯の説得のために費やす時間が増加するなど業務が過重となっている。また、実査における安全確保も重要となってきた。

このように、調査系統からの指示と調査客体との双方の間に立って、統計調査員には実査上の負担がかかっている。また、統計調査員では対応が不能となった場合には、市区町村の担当職員が応援することとなるが、市区町村においても的確な措置が十分にできない実情にある。

このような状況が生じる根本的な原因は、調査方法の改善が調査環境の変化に十分適応するようには進んでいないことにある。この改善は短期間では困難であり、長期的課題として取り組むことが必要であるが、その改善に向けて、当面は次のような事項について措置を講じていく必要がある。

#### ア 統計調査員確保対策等の充実

総務庁は、昭和47年度から、あらかじめ統計調査員希望者を登録し、統計調査員の確保に資するとともにその資質の向上を図ることを目的に統計調査員確保対策事業を実施している。本事業の対象地域は現在人口5万以上の市・町に限定されているが、統計調査員の確保難は都市部のみならず町村部でも問題となってきたおり、一部の都道府県では、単独事業で対象地域の拡大を図っている例がみられるなど、人口規模にかかわらず本事業の必要性が高まっている。このため、今後は、本事業の対象地域の拡大を図る必要がある。

また、統計調査員の募集については、統計調査員確保難の深刻化の中で広報の

拡充を図ることが重要であることから、統計調査員の役割や重要性について広報活動を経常的に行っていく必要がある。各省庁は、その方法、時期、実施主体、内容等効果的な広報の在り方について検討していく必要がある。

さらに、調査非協力世帯の増加、調査内容の複雑・高度化に伴い、中核となる有能な統計調査員が求められていることから、統計調査員（指導員を含む。）の確保と育成に努めるとともに、統計調査員の調査の負担増に見合った調査員手当の改善に配慮する必要がある。また、併せて安全対策の一層の充実が求められていることから、統計調査指導員の積極的な活用、調査協力者の活用等多面的な方策を検討していく必要がある。

#### イ 統計調査員業務の軽減支援

統計調査員の実査負担の軽減を図り、今後とも統計調査員の志気の向上や事務の円滑な遂行に資するため、既に一部行われているように事前の調査区要図（地図）、調査対象名簿の作成に当たり、市区町村等から既存データの提供を行うなど業務の簡素化を図るとともに、調査非協力に対する市区町村、統計調査指導員によるバックアップの強化、協力依頼を含めた広報の充実等による調査環境の一層の改善に努める必要がある。

また、統計調査員の調査内容に対する理解が十分でない場合、後の実査等に支障を来し、統計調査結果の精度に影響を及ぼすこととなるので、説明会の実施に当たっては、資料の事前配布等により統計調査員の理解を深めるなどのきめ細かな措置を講ずる必要がある。

#### ウ 郵送調査等の導入

戦後、我が国の統計調査は、その多くが地方公共団体を通じた調査員調査によって支えられて発展してきた。調査員調査は、回収率が高く、調査結果の精度が高い等メリットがあり極めて有効な調査手法であるが、近年の調査環境が厳しさを増している状況の中で、訪問回数増加等により統計調査員の稼働がかさみ、安全上の懸念が高まってきたこともあって、統計調査員の希望者が減少し、調査員調査による実地調査が難しくなっている。

このような実情を考えると、一部の調査客体への郵送調査や調査票の配布又は回収の一方を郵送で行う方式の導入、さらには調査員調査に代わる郵送調査への転換について、調査票の回収率を高めることに留意しつつ、検討することが必要である。

また、調査客体との接触困難性や安全面に対処するためには、面接を必要としない電話調査の導入についても検討を進めることが必要である。

#### エ 新しい情報通信技術応用の検討

調査員調査においても、そのメリットを生かしつつパーソナル・コンピュータ（以下「パソコン」という。）、携帯電話を活用する調査方法及び調査員調査に切り替えてファクシミリ、パソコンを始めとする情報通信技術を応用する調査方法を採用することについて、技術的な側面ばかりでなく、調査方法の在り方からの視点で長期的に検討する時期にきている。このことについては、これらの調査方法の採用が進んでいる諸国の経験を十分参考とするべきであろう。

## 第4章 調査結果の利用の拡大

社会経済が急激に変化し国民の価値観が多様化する中では、単に行政のみならず、企業、団体、家計など様々な経済主体が、多様な選択肢の中から意思決定を行い、それらが互いに複合的・総合的に影響を与えつつ社会の進む方向を決定する。

各経済主体が合理的な意思決定を行うためには、正確な情報が豊富かつ早期に、また、使いやすいように提供されることが必要である。このような観点から、統計データの持つ正確性、客観性などの長所が認識され情報としての価値がますます高まっており、速報性や使いやすさの改善が国内外のユーザーの注目度を一層高めていく状況にある。

一方、最近の情報通信技術の進歩には目ざましいものがあり、特に90年代に入ると、情報化の方向はパソコンやワークステーションを用いて分散処理等を可能とするダウンサイジング化、通信回線を用いて容易に情報交換を実現するネットワーク化、文字・画像・音声等様々な情報の操作を一元的に処理可能とするマルチメディア化等に向かい、「どこでも誰でもコンピュータに接すること」が現実的にも可能となってきた。このような情報化の進展は、統計ユーザー側の情報利用環境に大きな影響を与えている。

統計部門は、行政機関の中でも早くからコンピュータを導入し、その特色を生かして、これまで集計事務等主に統計の作成面での迅速化・効率化に取り組んできているが、近年の情報化の進展と統計ニーズの拡大に伴い、統計の利用面でも新たな対応が求められている。

例えば、指定統計調査の結果は統計法に規定される公表の原則によりすべて公表されているが、公表情報はただ単に公表されているだけでは不十分で、必要とするユーザーが必要な時に入手可能なものであることが要請されるようになってきた。このためには、情報通信技術の成果を積極的に活用し、これまでの刊行物による公表のみならず、様々な電子的手段・媒体による公表を充実させていくことが必要となっている。また、統計データベースを整備し、オンラインによるユーザーとのアクセスも可能にして、ユーザーの利便の向上を図ることも必要である。

また、政府における情報化の推進の動向をも踏まえ、各省庁の統計データベースを整備し、そのオンライン化を進めること等により、統計データの省庁間相互利用や有効活用を図る必要がある。さらに、調査結果の公表の早期化を進め、情報化時代の中で情報として価値の高い統計データを提供していくことが必要となっている。

一方、分析能力を高めたユーザーが、これまでのように結果表中心の統計利用から小地域、小集団の統計にまで関心を深めている状況を踏まえ、統計作成部局は秘密の保護に十分な措置を講ずるなど国民のプライバシーに配慮した上で、指定統計調査票の統計目的以外への使用（以下「目的外使用」という。）の積極的な活用や標本データ等の提供の検討により、ユーザーの多様な統計ニーズにこたえていく必要がある。また、統計の正確な利用を促すため、統計データの提供に際し調査の特性に関する情報を積極的に開示していくことが必要となっている。

また国際的に高い関心が持たれている我が国の社会経済の実情を示す統計データを世界に向かって発信していくという情報発信機能が求められるようになってきている。このため、統計作成部局は諸外国のユーザーも念頭に置いて、利用しやすい統計とはどのようなもの

か検討していく必要がある。

統計調査の結果は、多額の費用と国民の協力を得て収集された貴重な情報資源である。したがって、これらはプライバシー保護等の点で問題がない限り、できるだけ外部に提供し、国民共有の財産として社会全体で活用していくべきである。

## 1 調査結果の提供方法等の改善

### (1) 調査結果の公表早期化

#### ア 公表期間の現状

情報通信技術の飛躍的な発達に伴い、様々な情報が即時に大量入手・処理できるようになっている。

このような中で、社会経済の動きを数量的、客観的にとらえ、現状把握及び将来予測の指針となる統計に対して、ユーザーからの注目度はますます高まり、正確かつ迅速な調査結果の提供が強く期待されている。

我が国統計の正確性は国際的にも高く評価されているが、迅速性についても、前回の「統計行政の中・長期構想」で、指定統計調査の第1報の公表を月次調査は60日以内、年次・周期調査は1年以内に行うとする公表目標期間が設定され、これに沿って、統計作成部局において公表早期化が進められてきた。

しかしながら、平成6年6月に実施した「統計の利用拡大に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果をみると、調査結果の早期入手に対するユーザーの需要は大きいものの、早期化目標を達成しているものは、継続して実施されている64の指定統計調査中、50調査（78%）にとどまっている。

また、平成2年4月に統計審議会情報処理部会が実施した「統計調査結果の公表の早期化に関する実態調査」の結果と比較すると、今回の実態調査結果では、公表までの期間が短縮されている統計がある一方、一部の調査については調査環境が厳しくなったこと等から公表までの期間が長期化している状況がみられる。

#### イ 公表早期化目標の達成

このため、統計作成部局は、前回答申で示された早期化目標に基づき、調査規則等に公表期日を明示し、また、調査の企画・設計から回収・公表までの全般にわたる見直しを行うことにより、早期公表に向けた一層の改善努力を行っていくとともに、特に目標を達成していない統計調査の第1報については、公表項目の絞込みによる集計期間の短縮や概数による公表などの努力が必要である。

さらに、第1報のみならず、それに引き続く刊行物や磁気テープ等様々な手段・媒体による公表物についてもそれぞれ公表早期化を図り、ユーザーの幅広い需要にこたえていくべきである。

なお、指定統計調査以外の統計調査についても指定統計調査に準じて公表の早期化に努める必要がある。

#### ウ 経済指標として利用されている統計の公表早期化

景気動向の判断など経済指標として利用されている統計、指数等加工統計の基礎資料として用いられる統計については、最近の経済の国際化やボーダーレス化に伴い、公表早期化に対する国内外の要請が特に強まっていることから、上記の早期化

目標を満たす場合であっても、自ら一層の改善努力を行うことが望ましい。

これらの統計については、統計本来の目的である情報の正確性や豊富な情報量が求められるが、民間のユーザーの立場からすれば、高度の正確性の確保に比べ結果の早期入手に最大の関心を置いている。このようなユーザーのニーズにこたえるため、これらの特に早期公表の需要が大きい統計については、一部集計や暫定値等による公表を積極的に行う必要がある。

#### エ 定期的なフォローアップの実施

公表早期化を効果的に推進していくため、統計作成部局は、早期化目標未達成の統計調査について、その原因の把握・分析、具体的な改善計画の策定を行い、実効ある措置を講ずる必要がある。

また、総務庁は、統計作成部局における早期化目標の達成状況を定期的に把握するとともに、改善事例の把握、改善手法の研究を実施するなど必要な支援を行う必要がある。

さらに、総務庁は、各省庁、民間企業、大学・研究機関等におけるユーザーを対象として、統計利用の実態に関する調査を実施し、その時々においてユーザーが早期利用を望む統計調査を明らかにして、統計作成部局の一層の努力を求めていく必要がある。

#### オ 公表スケジュールの公表

統計調査結果は、国政運営一般の基礎資料、各省庁自らによる所管行政分野の実態把握、政策決定、施策の評価等に利用するほか、他省庁等においても統計調査のフレーム、加工統計の作成、比較分析等に利用しており、また、民間においても景気分析、経営分析、業界の実態把握、学問的研究等広範囲に利用されている。

これら外部のユーザーが、統計を計画的、効率的に利用できるようにするためには、統計作成部局が作成・公表する統計調査の年間公表スケジュールを作成し、ユーザーの便宜に供する必要がある。

### (2) 結果報告書等の改善

#### ア 結果報告書の現状

統計調査の結果は、行政機関のみならず広く国民一般や外国人まで含む幅広いユーザーにとって有用な情報を含むため、その結果が正確に理解され、正しく利用されることが重要であり、調査結果の公表に当たっては、統計の作成方法等に関する情報を分かりやすく提供することが必要である。

しかしながら、指定統計調査の結果報告書についてみると、以下のように掲載情報に関する取扱いが区々になっている。

- ① 調査ごとに結果報告書の掲載項目等にかかなり相違がみられる。同一の統計作成部局による調査でも統一的な記載となっていない。
- ② 特に標本調査の場合、達成精度など統計データの特性に関する情報が十分収録されていない。
- ③ 英文表示が全く行われていない例が多い。

#### イ 掲載することが必要な情報

このため、結果報告書のうち、専ら早期公表を目的とする速報や月報などの刊行

物を除いた確報や年報については、表1のような情報を収録することが必要である。特にユーザーの利便を図る観点から、結果の公表状況一覧（表章事項一覧を含む）、問い合わせ先は不可欠である。

なお、指定統計調査以外の統計調査についても、これに準じた措置が必要である。

〔表1〕 結果報告書に掲載することが必要な情報

目的	調査の規模	結果公表状況一覧
沿革	精度に関する情報	（関連刊行物等も含む）
調査対象	結果の概要	報告書未掲載の集計表の
調査時期又は時点	利用上の注意	内容と閲覧方法
調査事項	用語の解説	集計表の索引
調査票様式	（概念定義の変更も含む）	（大規模な報告書）
調査の方法		問い合わせ先

#### ウ 調査の特性に関する情報の提供

米国では、結果報告書の推計値に信頼区間や標本誤差を併記し、非標本誤差の諸要因についても詳細な説明を行うなど、統計の作成者もユーザーも誤差に対する理解が進んでいる。これに対して、我が国の統計の場合、推計値自体に対するユーザーの高い信頼から、誤差に関する情報の提供について、統計の作成者からも、また、ユーザーからも十分な理解が得にくいという状況がみられた。

しかしながら、標本調査の結果の正しい理解と利用のためには、表2のような調査の特性に関する情報の提供が必要である。また、その掲載に当たっては、単に数式の羅列のみでなく、簡単な数値例を用いて分かりやすく説明するなど、それほどの専門的知識を有していないユーザーでも調査の仕組みの全体像が分かるような記述が望ましい。

また、回収率や非標本誤差も含め精度に関する参考資料をできるだけ提供し、ユーザーの正しい利用を図ることが望ましい。

〔表2〕 標本調査の場合に掲載することが必要な情報

抽出方式	集計・推計方法
抽出単位	達成精度
抽出枠	有意抽出の場合は、カバレッジ
抽出率	

#### エ 英文表記の促進

一方、我が国の統計が海外において広く利用されるよう、統計表を始め表3のような結果報告書に掲載されている主要な情報については英文表記を進めるとともに、英文の統計書・統計要覧を作成することも望ましい。その際、諸外国のユーザーの誤解を招かぬよう調査名や基本的な用語の訳語については、和英対照表の作成など

により調整を図っていくことが望ましい。

さらに、総務庁は、我が国の統計の全体系が分かる英文テキストを作成し、広く海外に紹介していく必要がある。

〔表3〕 英文表記を進める主な情報

統計調査の名称	用語の説明
目次	利用上の注意事項
調査の概要	統計表（表題、表頭、表側）
調査結果の概要	調査票

#### オ 平易なデータ解説の提供

多くの結果報告書には結果の概要が付されているが、結果報告書とは別に、統計数値をグラフを用いて分かりやすく解説したもの、変動要因や時系列の分析を行ったものなど関連する刊行物を作成し、ユーザーの利用に供することが望ましい。また、場合によっては、平均値のみならず最頻値や中央値など様々な特性値を挙げて分布特性を分析していくことも必要となろう。統計調査の実際を熟知している統計の作成者に専門的見地から統計の正しい理解と利用の在り方を示していく役割が求められている。

このように調査結果の解説や分析を充実させていくためにも、地方公共団体を含めた統計作成部局は、当該統計調査のみならず社会・経済事象を幅広くとらえ、統計調査の位置付けについて総合的な判断のできる人材を育成することが必要である。

### (3) 指定統計調査の調査票等の適正な保存

#### ア 調査票等の保存の必要性と運用状況

指定統計調査の調査票については、結果報告書が作成された後も、新たに生じる統計ニーズに対応した追加集計を行ったり、調査票の目的外使用として他の統計の作成等のために事後的な集計を行うことがあるため、一定期間の保存が必要である。

また、結果表についても、将来、長期時系列統計、歴史的統計として利用する場合が想定され、統計の連続性を確保するため、マイクロフィルム等何らかの形でできるだけ長期間の保存が必要である。

このような必要性から、統計作成部局は調査票の原票やそれを転写した磁気テープ、結果表を一定期間保存している。このうち、調査票の保存については、秘密の保護、国民のプライバシー意識への配慮等の観点から特に慎重な取扱いが必要であるが、指定統計調査の調査規則に定められた保存期間を経過しているものもある。

また、調査票の目的外使用について、最近の承認例を見ると、使用する調査票の遡及年数は大部分が10年以内であるが、20年を超えて遡及して使用する例もみられた。

#### イ 調査票等の保存に関する基本的方向

このような状況から、指定統計調査の調査票等については、統計作成部局において、標準的な保存期間などを定め、適正な管理・運用を図っていく必要がある。



特に、調査票の原票を転写した磁気テープ等については、追加集計や調査票の目的外使用等の利用の実態を勘案し、ニーズに応じた保存期間とするとともに、統計データ利用に必要な関係書類の整備を行う必要がある。また、結果表については、将来の歴史的資料価値も想定してできるだけ長期の保存期間を定める必要がある。

総務庁は、これら調査票等の管理に係る統計作成部局の運用状況を把握し、特に秘密の保護の観点から、適正な管理を求めていく必要がある。

## 2 情報通信技術の進歩に伴う提供方法の改善

### (1) 新たな情報通信技術の活用

#### ア 統計利用の可能性の拡大とデータ提供の現状

新たな情報通信技術の進歩、取り分け、近年のパソコンの急速な普及と処理能力の飛躍的拡大により、一般のユーザーにおいても統計データのより高度な利用方法が可能となっており、パソコン通信網を通じ統計データが提供されれば、全国どこからでも瞬時に調査結果を入手することが可能になっている。統計データの提供については、前回の「統計行政の中・長期構想」で「情報化社会に即した媒体による提供等利用しやすい形でのデータ提供の推進」が指摘されたほか、平成6年末に策定された「行政情報化推進基本計画」において、「行政の情報化については、情報通信技術の進展に対応し、その積極的な推進を図る」との立場から、具体的方策が示されたところである（「当面の行政改革の推進方策について」（平成6年12月25日閣議決定））。

また、統計データの民間及び都道府県に対する提供については、費用負担の問題も含め統一的な取扱要領も策定されている（「統計データに係る磁気テープ等の対民間提供について」（昭和62年4月24日統計審議会了解）等）。これらを踏まえ、現在多くの調査結果が磁気テープにより民間及び都道府県に提供されている。

しかし、パソコンで処理可能なフレキシブル・ディスクによる提供は、最近増加しているものの未だ一部にとどまり、また、フレキシブル・ディスクより高密度な記録媒体であるCD-ROMによる提供については、これまで、①機器の制約から処理速度が遅かったこと、②標準化や駆動装置の普及が進んでいなかったこと、③提供実績が少なく単位当たりの制作費や提供価格がかなり高額なものにならざるを得なかったこと等から、商業統計を除けばほとんど例のない状況である。

また、オンラインによる提供としては、総務庁、経済企画庁、環境庁、通商産業省、建設省等一部の省庁が、民間のパソコン通信網やファクシミリを活用して、調査結果の新聞発表資料等も含めた各種行政情報の提供を行っているほか、厚生省の「厚生行政総合情報システム」については、VAN（付加価値通信網）を通じて地方公共団体等に提供しているが、そのような例は限られている。また、海外向けには、総務庁が各省庁の統計データをOECDに対してオンラインにより提供を行っている。

これに対し、米国では既に商務省センサス局や労働省労働統計局が、急激に拡大しているインターネットや商用データベースを利用して、国内・国外へのオンライン提供を行っている。

## イ 今後のデータ提供

新たな磁気媒体によるデータ提供は、ユーザーによるデータ入力の省力化等ユーザーの利便の向上に資するのみならず、検索・加工・編集が容易となり、従来の結果報告書では限界があったクロスセクションや時系列等の集計に対する多様なニーズにも対応し、また、オンラインによる提供は、距離的、時間的な制約を受けないことから、地方のユーザーも含めた統計情報の公平な利用、全国的な意味での公表早期化に画期的に寄与するものである。

また一方では、情報公開の気運も高まり国民のニーズに対応した行政情報の多角的な提供が求められている。統計データについても、電子的な手段・媒体による提供は刊行物による提供と同様に重要なものであり、情報通信技術の成果を積極的に導入して、以下のように各種媒体による統計データの提供を進める必要がある。

- ① 最近のパソコンの目ざましい普及、処理能力の向上に対応し、これまでの磁気テープに加えフレキシブル・ディスクやCD-ROM等ユーザーの需要に応じた媒体での提供を更に進めていく。特に、全数調査や調査対象数の多い標本調査については、小地域、小集団のデータ提供を行い、ユーザーの需要が多い地図情報との結合などの加工が容易な形での提供を進める。
- ② 統計調査結果の公表資料（特に速報分）については、早期利用を進める観点から、民間のパソコン通信網やファクシミリを活用した提供を促進する。
- ③ 各省庁の保有する統計データベースをオンラインにより地方公共団体、民間等のユーザーへ提供することについては、外部から直接アクセスした場合、電子計算機の処理能力やセキュリティの面で問題が生じるおそれがあること等から現状では適当でない。したがって、公益法人や商用データベース（民間ディストリビュータ）等に対し、より多くの統計データを速やかに提供し、これらユーザーによるオンライン利用の便を図る。
- ④ これら外部の機関への提供に当たっては、単なる結果表データのみならず、ユーザーの利便を考慮し、その需要に合わせてデータを編集加工し他の調査結果とも結合するなど、付加価値の高いデータとして提供する。
- ⑤ 国際的な情報発信機能の向上の観点から、我が国の統計データを、コンピュータ・ネットワークを通じ海外へオンライン提供することについて拡充を検討する。

また、統計調査の範ちゅうに含まれない業務統計や各種の加工統計についても、統計的な有用性が高いものについては、統計調査の結果と同様、これら電子的な手段・媒体による公表を進め、ユーザーの利便の向上を図ることが望ましい。

### (2) 省庁間の統計データの利用促進

#### ア 省庁間統計データ利用の現状

情報通信技術の進歩は、行政部門にも大きな影響を与え、情報処理を伴う業務も従来の「大量定型反復型処理業務」から意思決定・政策立案のための「非定型思考型業務」に移行しつつある。このような中で、国の行政機関におけるデータベースの開発・運用は積極的に行われており、20省庁364のデータベースが運用中である（平成5年7月 総務庁調べ）。また、統計関係では14省庁24のデータベースが運

用されている（平成4年12月 総務庁調べ）。

国の行政機関のデータベースについては、累次の閣議決定や審議会答申等において、整備を推進することとされており、最近では、「行政情報化推進基本計画」において、他省庁にも提供可能なデータベースについて、省庁間の利用要領の策定や情報案内機能の整備等により、省庁間利用を一層推進することとされたところである。

しかしながら、統計データベースの省庁間利用は、以下にみるように必ずしも十分に行われているとは言い難い状況にある。

- ① オンラインにより各省庁が共同利用できる統計データベースとしては、総務庁の「統計情報データベース・システム（S I S M A C）」（平成元年運用開始）と国土庁の「国土数値情報データベース・システム（I S L A N D）」（平成6年運用開始）（いずれも総務庁の電子計算機共同利用施設を通じた利用が可能）があるのみである。
- ② 2省庁間のオンラインによるデータベース利用としては、通商産業省と経済企画庁が昭和55年から保有する統計データや経済分析用ソフトウェアを相互に利用している例があるのみである。
- ③ 磁気テープ等による他省庁へのデータファイルの提供については、平成元年から平成4年までの4年間に12省庁から延べ188機関に対して実績がある（「官庁統計データベースの現状と情報提供の在り方」（平成5年3月 統計審議会情報処理部会））。提供を受けた省庁は、一時的な利用にとどまらず、自らのデータベースに蓄積し幅広く活用している例が多い。平成6年6月に実施した実態調査結果では、調査結果の公表から磁気テープ等の入手までに相当の時間を要する可能性があること、必要とする以外のデータまで収録されているためデータの選別に時間を要すること等の問題が指摘されている。

#### イ 今後の省庁間統計データ利用の在り方

政府全体として、情報通信技術の成果を行政各分野に積極的に導入し、「行政の情報化」を推進することが課題となっている中で、行政情報の主要な部分である統計データについても、情報化の進展に対応した省庁間の高度利用を図る必要がある。

このため、先般策定された「行政情報化推進基本計画」において示された方策に沿って、将来的には、通信ネットワークを通じ各省庁の統計データベースを有機的に結合して、相互利用できる体制を目指すべきであり、当面以下のような措置が必要である。

- ① 各省庁における統計データベースの整備を積極的に推進する。
- ② その際、検索方法等データベース利用に係る仕様（ユーザー・インターフェース）は、一般的なものを参考にして使いやすいものとする。
- ③ 各作業工程の見直し等により、調査結果の公表後、データベースで検索可能となるまでの所要期間をできるだけ短縮し、データの情報価値を高めるよう努力する。
- ④ 特に各省庁の利用ニーズが高い統計調査については、調査結果の公表後直ちに磁気テープ等で提供できるよう努める。

また、現在、総務庁所管の統計データを主に収録しているS I S M A Cについては、数少ない各省庁共同利用型統計データベースとして実際の利用件数も多いことから、蓄積データの一層の充実を図るとともに、他省庁作成の統計データの提供についても検討する必要がある。

### 3 ニーズに対応した提供形態の多角化

#### (1) ニーズに応じた集計表の提供

主な統計調査について統計作成部局では、関係省庁や研究者等のユーザーから意見を聴取する場を設け、また、アンケート調査を実施して、調査項目や集計事項等に関し、ユーザーの要望を反映させる努力を行っている。

しかしながら、社会・経済情勢の変化が激しく、調査結果に対するニーズも多様化している中では、事前にすべての統計ニーズを把握しておくことは困難であり、結果公表後に新たに生じる集計のニーズも多く、事後的な集計の道を広く開いておくことが望ましい。

このため、これまでのように調査の企画段階のみならず、結果公表後においても、改めて集計事項についてユーザーの意見を聴取し、一般性のある有用なものと判断されれば追加集計を積極的に行い、一般に公表していくことが必要である。

また、個別的な集計のニーズにこたえる観点から、秘密の保護を前提に民間のユーザーの要請に応じ有料でオーダーメイドの集計を行うことについても検討課題である。

#### (2) 個票データに対するニーズへの対応

また、統計調査の結果は、基本的には集計表で提供されているが、調査で得られた個票データを直接使用し自由に加工・分析を行いたいとのユーザーの要望が高まっている。この場合、現行制度では、指定統計調査票の目的外使用についての承認を得なければならない仕組みになっている。

統計法は、統計の真実性を確保するため、指定統計調査について申告者に申告義務を課す一方、調査客体の秘密に属する事項の守秘義務を規定している。したがって、調査票の目的外使用についても、これにより秘密が漏えいされ、申告者の信頼を失うものであってはならない。このため、調査票の目的外使用については、申告者の秘密保護に欠けることがないこと、公益性が高いものであることを条件としてこれまで認められてきた。

今後、個票データの需要が高まる中で適切な対応を図るためには、この高度の公益性をどのように考えていくかが問題となる。何が公益への積極的な貢献かについては、公益性の概念が時代の経過や環境変化、技術進歩等に対応しながら推移するものであり、その時々々の社会通念の上に立って解釈するべきであると考えられる。現在の社会においては、従来のように高度の公益性を行政との関連を中心にとらえる必要性は乏しくなっている。このようなことから、今後、統計法の趣旨・目的を踏まえ、調査票の目的外使用の承認基準の見直しを行い、その積極的な活用を図る必要がある。

#### (3) 標本データに対するニーズへの対応

調査票の目的外使用は個票データの需要に対して使用目的を特定した個別的な対応であり、その集計結果については不特定多数の者が利用することはできないし、調査

票の内容をデータベース化するなどして任意に集計、分析を行うこともできない。また、使用期間も限られている。追加集計によっても多様化したすべての集計のニーズに対応することは困難である。このため、内外の研究者や国際機関等から、標本データ（個票データから必要に応じて抽出を行い、地域区分や世帯番号等の個体の識別子を消去するなど個体の識別を不可能にしたもの）の提供を求める要望が高まっている。

標本データの提供により、ユーザーは、自らの問題意識に沿って集計、分析を行うことが可能となる。例えば、世帯調査における世帯の類型を独自に変更した組替集計や世帯間の所得分布格差の要因分析も可能になる。標本調査では、米国の経常人口調査やカナダの労働力統計調査の標本データが提供されている例があり、また、全数調査でも米国の人口センサスの5パーセント及び1パーセント抽出の標本データが提供されるなど、諸外国でも既に提供が開始されている。

このような状況を踏まえ、標本データの提供に関しては、我が国においても、ユーザーの多様なニーズにこたえるため可能なものから提供していくという観点から、以下のような点に留意しつつ、具体的な検討を進めていくことが必要である。

標本データの提供に当たって最も留意すべき点は、個体の秘密保護の担保である。標本データの作成に当たっては、調査によって単に個体の識別子を消去しても、個体の特定化ができないという保証を得ることは困難である場合があり、諸外国でも様々な秘密漏えい防止策が研究されているところである。また、所得、病歴、研究開発費等個人のプライバシーや企業秘密の核心に係る統計調査や調査項目については、一層慎重な取扱いが望まれる。さらに、標本データの提供が新たな提供形態であることから、調査客体の理解の確保も重要な課題である。

このため、標本データの提供については、個体の秘密保護の担保方策を中心に、外国の制度及び提供例、国内外におけるニーズの実態、現行法制度との関係、具体的な提供方策等について、おおむね2～3年を目途に専門的・技術的な研究を行う必要がある。

#### 4 ユーザーの利便の向上

##### (1) 所在源情報案内の充実

###### ア 所在源情報案内の現状

政府が実施する統計調査の結果得られた統計データは貴重な情報資源となっている。統計作成部局は、これら統計データを、官報掲載、マスコミへの公表、報告書や各種の磁気媒体での提供、閲覧など多様な形態でユーザーに提供し、また、ユーザーからの照会に対してもそれぞれ対応している。

しかしながら、統計の所在源に関する情報案内の現状については、次のような状況がみられる。

① ほとんどの省庁において統計の所在源情報案内の担当窓口を決め、統計データの有無、報告書等の入手方法、調査結果の概要等について、外部からの問い合わせに応じることとしているが、窓口の表示もない省庁が多く、外部からのアクセスの便は必ずしも良好ではない。

また、所管の統計調査に関して、公表時期、媒体（刊行物、磁気テープ等）別

の公表状況、入手方法等を一覧的に記載した資料を作成していない省庁がある。

- ② 政府全体の統計調査を概括的・網羅的に説明したものとしては、調査方法や調査事項を中心にまとめた「統計調査総覧」、刊行物の内容を中心にまとめた「統計情報インデックス」があるが、行政機関の統計関係部局は別として、公共図書館などユーザーの身近にある施設への普及はあまり進んでいない。

また、磁気テープ等により提供される統計データについて、一覧的に記載した資料は市販されていない。

- ③ 国際化の進展に伴い、ユーザーの関心が高い海外情報については、各省庁がそれぞれ独自に国際機関や外国政府当局作成の統計刊行物等を収集・保管・提供しているほか、総務庁が国際統計事務の統括の一環として収集した統計刊行物を国内の利用に供している。

#### イ 所在源情報案内の充実方策

したがって、統計作成部局は、庁舎案内板や電話番号簿等に「統計案内窓口」を明示し、また、所管統計に関する一覧的な資料を用意してユーザーからの問い合わせ等に即応できるようにすることが必要である。

総務庁は、各統計調査全般にわたって、特にユーザーが求める媒体別の公表状況や入手方法、問い合わせ先等の情報を見やすく簡潔にまとめた冊子を作成して、ユーザーの利便の向上を図ることが必要である。また、統計調査全体の公表スケジュールを年間・月間で作成して各方面に配付したりパソコン通信を通じて提供することも有用である。

さらに、行政情報のうち、統計調査の範囲には入らない業務統計や加工統計、また各省庁が収集している海外統計データについても、例えば、貿易統計や住民基本台帳に基づく人口・世帯数など、統計的利用が可能でユーザーにとって貴重な情報源となっているものが多い。所在源情報案内を有効なものとするためには、統計調査の範囲に限定されることなく、このような業務統計等の利用も含めてユーザーに対しの確な助言が行えるよう、所管行政に関する総合情報センター的な機能の充実についても統計作成部局として検討していく必要がある。

これら方策の実施に当たっては、地方公共団体等との連携を図るなどして地方におけるユーザーのアクセスにも十分に配慮する必要がある。

### (2) ユーザーの声の反映と理解の向上

#### ア 統計データのユーザー

様々な行政情報のうち、統計データは、数値情報としての客観性、時間的・地理的な比較可能性、加工・分析等の操作可能性、科学的手法によって得られた信頼性等から、統計作成部局が行政目的のために利用するのみならず、他省庁、地方公共団体、民間企業、大学・研究機関から諸外国や国際機関、一般の国民に至るまで、最も幅広く利用されている情報である。

このうち、国や地方公共団体では、統計データを用いて所管の行政分野や地域における社会経済活動の実態を把握し、将来推計・予測を行い、経済計画、開発・振興計画等の行政計画に反映させるとともに、個別の行政運営においてもその判断基準として利用を法令に規定するなど、統計データに行政遂行全般の基本的情報とし

での役割を与えている。また、民間企業や業界団体では、行政機関が提供する統計データによって、我が国経済の動向、雇用関係の動向、業界の生産動向・経営活動等を把握して、経営上の指針として利用している。

#### イ ユーザーの声の反映

統計データのユーザーからは、様々な機会に、統計の所在の検索が困難である、公表時期が遅い、調査項目や定義に統一性・継続性がない、情報提供サービスを充実してほしい等統計利用に係る要望が出されている。

各統計作成部局は、主要な統計調査の実施に当たって、調査項目や集計事項、地域別表章、公表時期等について、行政機関のユーザーや学識経験者等から意見を聴取しており、また一部では、結果報告書にアンケートを添付するなどしてユーザーの意見・要望を把握しているが、必ずしも広い範囲のユーザーをカバーしているとは言い難い。

これに対して、米国では、統計作成部局が定期的にユーザー会議を開催し、統計専門家のみならず、行政機関や民間企業のユーザーの参加を得て、調査の改善と結果の利用可能性について、幅広く意見交換を行っている。

我が国においても、このようなユーザーとの対話を積極的に試みることにより、一方では統計調査にユーザーの声を反映しつつ、他方では統計利用に関するユーザーの知識と理解を深めていくことが必要である。

## 第5章 統計調査の効率的実施と正確性の確保

近年、社会・経済情勢の変動には著しいものがあり、それに対応して統計ニーズも多様化しており、結果公表の早期化もより一層求められている。一方、昼間不在世帯の増加等の調査環境の変化や国の財政事情等により統計調査の効率的な実施や正確性の確保が求められており、さらに報告者負担の軽減の要請も強い。

このような統計調査をめぐる課題への的確に対応していくためには、近年の技術革新の成果を統計データの収集過程や統計の集計過程に活用することが重要であり、そのような観点から、ここでは、情報通信技術、調査技術及び管理技術を取り上げた。

第一に、統計調査のデータ収集の段階に情報通信技術を活用することにより、企業・事業所のコンピュータに蓄積されている既存のデータを利用して報告者の負担を軽減しつつ、効率的な調査の実施が実現できる。将来的には統計調査の調査票をオンラインにより配付することも期待される。また、統計の集計過程においても、ソフトウェア技術の進歩やコンピュータ・システムのダウンサイジング等により、効率的な統計作成システムを構築し、結果公表の早期化や統計の正確性の確保を図っていくことが容易となっている。

第二に、統計調査環境の変化の中で、調査員調査において郵送調査方式やファクシミリによる調査方式を活用していくことにより、不在がちな世帯からの調査票の効率的な回収等統計調査員の負担を軽減した効率的な統計調査を実施し、結果の早期公表を図ることができる。また、すべての調査事項をすべての調査客体に調査するものでないというロングフォーム・ショートフォーム方式や調査客体が一部重複し調査系統が同じで同時期に実施される予定の複数調査が1回で済むという同時実施方策の活用により、新たな統計ニーズへの的確に対応しつつ報告者負担を抑制した効率的な調査が可能となる。

第三に、品質管理の手法を応用した統計調査の技術水準の維持・向上や事業所や企業に関するセンサス型の調査を基本にした企業及び事業所のフレームの整備により、統計調査の効率化及び正確性の確保を図ることが課題である。

これらの三つの技術を活用した具体的な方策を実施していくことにより、報告者の負担に配慮しつつ、統計調査の一層の効率化及び正確性の向上を図っていく必要がある。

なお、統計調査を取り巻く技術環境は今後ともその進展が著しいと予想されるので、新たな技術の統計調査への応用等に留意していく必要がある。

### 1 情報化に対応した統計調査の在り方

#### (1) 磁気媒体・通信回線を利用した統計データの収集

情報通信技術の発達に伴うコンピュータ等の情報通信機器の普及、情報ネットワークの整備の進展、パソコン通信網の整備、電気通信業やソフトウェア業等の発展に伴い、企業や事業所におけるコンピュータ等の電子機器の導入が進んでいる。また、これらの企業や事業所においては、コンピュータにより事務処理コストの削減や迅速な情報交換を行うのみならず、製品の発注等をコンピュータのオンラインで行う電子データ交換（EDI）の導入が進むなど、その活用範囲も拡大してきている。

このような企業及び事業所における情報通信機器の普及を背景として統計データの収集においても、磁気媒体や通信回線を利用し、調査の効率化、報告者負担の軽減等



を図っていくことが必要となっている。

#### ア 磁気媒体・通信回線を利用した統計データの収集

統計調査のうち、月次調査のように同じ内容の統計データを多頻度で報告する調査については、報告者がデータをコンピュータ管理している場合は、一度、コンピュータのプログラムを作成すると、その後は報告者のコンピュータに蓄積されている既存のデータを利用してほぼ自動的に報告データが作成されることとなり、報告すべき統計データの作成に係る報告者負担が飛躍的に軽減されることとなる。そのため、企業及び事業所においては、統計データの収集にフレキシブル・ディスク等の磁気媒体やオンライン等の通信回線を利用することへの要請が高まっている。

また、このような磁気媒体・通信回線を利用した統計データの収集によって、調査票の審査の合理化等による統計調査の効率的実施が可能となるほか、統計調査員による調査の縮減につながる。さらに、このような方式を導入した場合には、調査実施者における調査票の整理等の事務の簡素化、データ入力作業の合理化等により、集計作業に必要な期間が短縮化され、調査結果の公表の早期化が図られることとなる。

以上のとおり、統計データの収集を磁気媒体や通信回線を利用して行った場合には、統計調査の実施、集計、公表等、統計調査の企画・設計から結果公表まで統計調査のすべての過程について、その効果が期待される。

したがって、オンライン等の通信回線を利用する調査方式、フレキシブル・ディスク等の磁気媒体による調査方式については、月次、四半期調査等、報告頻度の高い調査を手始めに企業や事業所を対象とした調査で積極的な導入を図っていく必要がある。

一方、世帯や個人を対象とする調査については、企業や事業所に比べ、世帯への情報通信機器の普及等が遅れており、磁気媒体等を利用した調査を導入していくことは現段階では困難であるが、世帯における情報通信機器の普及等の推移をみながら、その導入について検討を進めることが望ましい。

なお、近年の情報通信技術の著しい進歩を考慮すると、今後、より高性能で廉価なハードウェアの提供や大容量で廉価な通信回線の利用等が期待されるため、調査票の配付の場面においても情報通信技術の積極的活用について検討していく必要がある。

#### イ 磁気媒体・通信回線による統計データの収集の導入に当たっての留意点

統計データをオンライン等の通信回線により収集する場合には、誤送信、意図的なデータ窃取等を目的としたアクセス等によるデータの滅失、漏えい等が懸念される。このような誤送信、データの滅失、漏えい等については、識別コードやパスワードの設定及び管理の厳格化、受信用コンピュータと内部処理用コンピュータの切り分け等、万全の措置を採っていく必要がある。

さらに、報告者によって情報通信機器、データフォーマット、通信プロトコル等は異なると考えられることから、ハードウェア及びソフトウェアの標準化や電子データ交換の普及の動向を踏まえつつ、統計調査に用いる磁気媒体、通信方法等の標準的仕様の検討を進めることが望まれる。

## (2) 統計の効率的作成・分析とチェックシステムの開発

近年の情報通信技術の進歩には、コンピュータのダウンサイジング、各種ソフトウェアの汎用化等目ざましいものがあり、統計作成事務のうち、従来の技術では完全な対応が困難であったデータチェックや審査事務等においてもコンピュータによる処理が可能な範囲が拡大してきている。

一方、多額の費用と報告者の負担を得て収集された調査票から統計を作成し、できるだけ早期に公表し、社会・経済情勢の迅速かつ的確な把握に資することが各方面から要請されている。

このようなことから、近年の進歩した情報通信技術を統計作成事務において活用することにより、事務の効率化、結果公表のより一層の早期化を図るとともに、統計の精度の向上や結果分析の高度化を図ることが必要となってきた。

### ア 調査票データの输入の効率化及び正確性の確保

これまで、データ入力にはキー・エントリー又はOMR（光学式マーク読取り装置）及びOCR（光学式文字読取り装置）により実施されてきているが、これら入力方式のうちキー・エントリーについては、入力エラーの防止とエラーチェック事務の合理化を推進する観点から、データ入力と同時にチェックを行いその場で修正を行うデータ入力方式（CAI：Computer Assisted Data Input）の導入について検討する必要がある。

また、OMR及びOCRについては、エラーチェック事務の効率化を図るため、誤読の発生を想定し簡単なチェックを行う方法、読み取ったイメージを画面上に表示し効率的に修正する方法等の導入について検討する必要がある。

さらに、データ入力のエラーチェックをより完全にしていくため、抜き取り検査、定期的な濃度分布検査等による品質管理の徹底のための措置を講じていく必要がある。

なお、調査票データ入力の前段階としてのコーディング作業（調査票の記入内容に産業分類等の符号を付する作業）については、コンピュータによる自動化がなされていない調査がみられるので、事務負担の軽減や結果公表の早期化を図る観点から、自動コーディングシステムの導入の検討を進める必要がある。

### イ 入力データ及び結果表の審査の効率化及び精度の向上

結果公表の早期化の観点からは、入力データ及び結果表の審査の効率化は極めて重要であり、また、統計の精度の向上のためにもこれらの審査内容を絶えず見直していくことが必要である。このため、これらの審査に当たっては、技術的進歩が著しいソフトウェア技術を積極的に導入していくことにより、調査事項の変更に対する集計プログラムの迅速な修正や審査プログラムの機動的な改善を行っていくこと、人手による審査事務をコンピュータ処理に変更すること等の措置を採る必要がある。

また、審査事務の効率化を図るため、施設内ネットワーク、いわゆるLAN等を用いた分散処理システム（複数のコンピュータをネットワークで接続し、分散してデータ処理を行うシステム）が普及してきていることから、従来中心であった一括処理方式（バッチ処理方式）から、担当者が自席において随時コンピュータを利用

しながら業務を行う対話形式の処理方式、あるいはこの方式と一括処理方式とを併用する方式への移行について検討する必要がある。

#### ウ 統計分析の効率化・高度化

国民の価値観、選択の多様化に伴い、国民の統計に対するニーズも多様化してきており、これらに対応していくためには、従来にも増して多様な分析・加工が必要となっている。効率的で高度な分析・加工を推進するため、統計の分析・加工に当たっては、パソコンやワークステーションで稼働する優れたソフトウェアやデータベース・マネジメント・システムが普及してきていることを踏まえ、これらの活用を図っていくことが望ましい。

### (3) 分散処理システムの活用

統計の作成過程においては、従来より、公表の早期化、精度の向上を図る観点から、コンピュータの利用が進められてきたが、そのシステム形態は、技術的制約もあり、費用対効果が優れ、運用管理が容易な集中型のシステムであった。しかるに、近年、パソコンやワークステーションの普及、中・小型コンピュータの価格性能比の著しい向上、ネットワークの発展等を背景として、複数のコンピュータをネットワークで接続し、分散してデータ処理を行う分散処理システムが普及しつつある。業務の効率化を図り、より一層の公表の早期化、精度の向上等を推進するため、統計業務への分散処理システムの導入が要請されている。

#### ア 分散処理システム

近年の情報通信技術の進歩により、統計業務のうち、業務によっては従来の大・中型の汎用コンピュータを利用した集中型のデータ処理システムでなく、パソコンやワークステーションによる分散型のデータ処理システムや集中型と分散型を組み合わせたシステムを用いることにより、一層の業務処理の効率化を図ることができる。このことから、統計業務に用いるコンピュータ・システムの見直しや構築に当たっては、分散処理システムの活用を図るとともに、LAN等のネットワーク形態についても、業務の効率化を図る観点から検討を進めていく必要がある。分散処理システムの活用に当たっては、システムの運用管理も分散することから、統一的な運用管理方法の確立、データ保護の確保、職員の研修等が必要である。

なお、統計業務に用いるコンピュータ・システムの形態は、技術的要件や費用、さらには省庁内、地方支分部局、地方公共団体、調査客体の間で、統計業務をどのように分担し、どのように情報を流通させるのかにより左右されることにも留意すべきであろう。

#### イ 地方分散入力方式

地方における統計利用については、従来から、国の結果公表後、国の還元データを用いたものが主流で、地方における結果の迅速な利活用という観点からは不十分なものであった。しかるに、近年の情報化の進展による情報通信機器の普及等により、地方における地方独自の公表ニーズへの対応を図り、地方において磁気化したデータの機動的利用を行うために国の地方支分部局や地方公共団体においてデータ入力等の業務を行う地方分散入力方式を活用することが容易となってきた。加えて、地方分散入力方式により入力データの正確性の向上及び結果公表の早期化が図

られることから、地方分散入力方式の活用が考えられる。その活用に当たっては、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、次のような条件整備を図る必要がある。

(7) コンピュータ・システムの整備

国と地方公共団体の間で共通のコンピュータ・システムを整備することが望まれる。また、集計データの利活用を同じコンピュータ・ネットワーク上で容易に実施し得るよう、データ形式、蓄積方法等を設定することが適当である。

(イ) 人的基盤

調査システムの末端に至るまで、コンピュータ（主にパソコン）操作に一定程度習熟した職員の養成が必要である。

(ウ) 業務体制

調査によって、業務の種類と国、都道府県及び市区町村の業務分担の最適な組み合わせの編成とそれに基づく体制整備が必要である。

(4) プレプリント方式の活用

調査実施者が把握しているデータをあらかじめ調査票に記載しておくプレプリント方式については、既存のデータを利用して報告者が調査票に回答する際の記入の手間を省くとともに、記入例の役割も果たす等報告者負担の軽減に大きく寄与するものである。このプレプリント方式は、情報技術を利用して統計調査の正確性を確保しつつ報告者負担を軽減する一方策として活用が要請されている。

ア プレプリント方式の評価及び活用

プレプリント方式については、報告者の記入の手間を省き、記入例の役割を果たす等報告者負担の軽減に寄与するとともに、集計業務の迅速化、郵送調査にあつては宛て名書き等の事務の簡素化等調査実施事務の効率化も図られるところから、調査客体の名簿の整備に併せて、その積極的な活用を図る必要がある。

なお、調査員調査の場合は、例えば、プレプリントされた調査票を調査区ごとに打ち出すことや準備調査名簿をプレプリントすること等により、地方公共団体や統計調査員の事務負担の軽減に配慮する必要がある。

イ プレプリントが考えられる事項

プレプリントを行う調査事項については、調査客体において比較的変更の少ない調査事項に限定する等調査結果の精度に与える影響を最小限としつつ、個別情報の保護への配慮も行う必要があることから、例えば、企業や事業所を対象とする調査については、次のようなものが考えられる。

基本的にプレプリント：都道府県番号、調査区番号、調査客体番号等の基本的な事項  
本的な事項（名称、所在地、電話番号等の属性事項）  
必要に応じプレプリン：資本金、開設時期、本所・支所の別等比較的変更の少ない事項  
トする事項  
調査周期の短い調査で：従業者数等の前回調査で報告された事項  
プレプリントする事項

(5) 調査員調査における情報通信技術の活用

情報通信技術の発達に伴うパソコン等の情報通信機器の普及、情報ネットワークの

整備の進展等の状況の下で、調査員調査においても情報通信技術を積極的に活用し、統計調査員の負担を軽減していくことはもとより、統計調査の効率的な実施、結果公表の早期化を図っていくことが要請されている。

なお、統計データの収集においてコンピュータを利用する方式はコンピュータ支援調査（CAI：Computer Assisted Interviewing）と総称されるが、この方式のうち、統計調査員が面接しつつ回答を手元のパソコンに入力する調査方式（CAPI：Computer Assisted Personal Interviewing）や統計調査員が電話により入手した回答を手元のパソコンに入力する調査方式（CATI：Computer Assisted Telephone Interviewing）の導入例が諸外国においてみられる。

#### ア パソコンの活用

調査員調査において小型の携帯用パソコンを活用することにより、統計調査員の実査段階でデータ入力やデータチェックが可能となり、このため、調査票の配布、収集等の実査期間の短縮や集計期間の短縮が図られ、結果公表の早期化が可能となる。また、パソコンを活用した場合は、その指示に従って聞き取りを行うことにより、回答の漏れや誤回答が減少し回答の正確性が確保されるという効果が期待される。

このようなことから、報告者との信頼関係の確保に留意しつつ、企業や事業所を対象とする報告頻度の高い調査を中心に、パソコンの活用について検討を進める必要がある。その際、パソコンの使用方法に関し、統計調査員に対する研修を十分行っていくことが望ましい。

#### イ 携帯電話の活用

携帯電話は、統計調査員の実査業務における導入が技術的に容易であり、単身世帯等の不在の可能性の高い調査客体の在宅確認を調査途上で行い無駄な訪問を避けることができる等調査員事務の効率化に有効であることから、携帯電話の普及状況等を踏まえつつ、その活用方策について検討していくことが望ましい。

## 2 統計調査の効率化方策

### (1) ロングフォーム・ショートフォーム方式の活用

近年の社会・経済情勢の変化に伴い調査環境が変化する中、報告者負担の軽減が強く要請される一方、新たな統計ニーズに的確にこたえることも必要となってきた。このような観点からみると、全数調査により得られるデータの中には必ずしも全数調査としなくても調査目的との関係でより少ない調査客体数の調査で十分であると思われる調査事項がみられ、さらに、標本調査においても調査事項によってはより少ない標本で調査しても調査目的を達成することが可能なものがみられる。

このようなことから、統計調査の効率的な実施や報告者負担の軽減を図るため、すべての調査客体に全く同一の内容の統計調査を行わなくても必要な情報を入手する調査技術として、ロングフォーム・ショートフォーム方式の活用が要請されている。

#### ア ロングフォーム・ショートフォーム方式

ロングフォーム・ショートフォーム方式とは、一般に、調査客体を無作為に区分して複数の調査票を配り分ける調査であって調査事項の量に粗密をつけた調査をい

うが、ロングフォーム・ショートフォーム方式のねらいとするところは、より少ない標本を用いてより多くの情報を得るという点である。このねらいからすれば、一つの統計調査において調査客体を無作為に区分して複数の調査票を配り分ける調査であって、調査票により調査事項の一部に相違がある統計調査についてもロングフォーム・ショートフォーム方式を用いた調査とすることができる。

したがって、ここではこのような調査事項の量は同じだがその内容が一部相違する調査票を用いる調査もロングフォーム・ショートフォーム方式を用いた統計調査として取り上げることとする。

#### イ ロングフォーム・ショートフォーム方式の活用方策

ロングフォーム・ショートフォーム方式は、すべての調査事項をすべての調査客体に調査するものでないという点で報告者負担の軽減につながり、また、複数回の調査を行うよりも調査実施者における経費及び事務量が軽減されるほか、1回の調査でより多くの情報量が得られる。このことから、ロングフォーム・ショートフォーム方式については、その活用を図っていくことが適当である。

ロングフォーム・ショートフォーム方式の活用に当たっては、例えば、次の方策により調査事務の煩雑化の防止及び調査依頼事務の円滑化を図ることが望ましい。

- ① ロングフォーム、ショートフォームごとに適切な調査方法を組み合わせる。
- ② 調査関係書類の仕分け事務等の軽減化、複数調査票の配り分け業務の効率化のため、市区町村、調査区等ごとに、ロングフォーム・ショートフォームを使い分ける。
- ③ 基本的な調査内容の報告に影響を与えないようにするため、ショートフォームの調査事項を含まないロングフォームを設計し、ショートフォームをすべての調査客体に配付した後、別途ロングフォームを配付する。
- ④ 調査客体の理解と協力を得るため、多様な媒体による広報等を行う。

#### (2) 郵送調査等の調査方法の活用

現在、我が国で実施されている指定統計調査（63調査）のうち、統計調査員が実査を担当しているものは37調査であり、いずれも我が国の基幹的統計調査として、重要な役割を果たしてきている。

しかしながら、昨今の調査員調査を取り巻く環境をみると、国民の意識の多様化を背景として統計調査への協力意識が低下するとともに、共働き世帯や単身世帯の増加に伴う昼間不在世帯の増加、オートロックマンションの普及等による面接の困難化が進んでおり、また、これが誘因となって統計調査員の確保難が深刻化するなど、厳しいものとなってきている。こうしたことから、調査員調査については、これまでの実績を十分評価する一方、その調査手法の改善を図っていくことが必要な時期にきているものと考えられる。

このような調査手法の改善方策としては、コンピュータ技術を利用した磁気媒体・通信回線による調査のほか、郵送調査、ファクシミリによる調査、電話調査が考えられる。

#### ア 郵送調査

平成元年から5年間に実施された指定統計調査及び承認統計調査について調査方

法をみると、約6割の統計調査に郵送調査が導入されている。これを調査対象別にみると、企業、事業所等を対象とする統計調査には平均を超える6割強の調査に郵送調査が導入されているが、個人、世帯等を対象とする統計調査の場合には郵送調査は4割弱程度となっている。

郵送調査については、統計調査員を確保する必要がない、統計調査員のための経費がかからないという利点はあるものの、調査員調査に比べ回収率や記入内容の正確性の点で課題がある。しかし、郵送調査を導入している統計調査をみると、調査票の回収のための措置を講じていることもあって、大半の統計調査は必要な精度を確保するのに十分な回収率となっているなど、効果を挙げている。また、一つの調査の中で、一部の調査客体について郵送調査を導入しているものもみられるほか、不在等の理由で調査客体に面接できないケースやプライバシー意識のため統計調査員に調査票を渡したくないというケースも増加してきている。

このようなことから、現在、調査員調査で実施されている統計調査については、例えば、一部の調査客体について郵送調査を導入することや調査票の配布・収集の一方を郵送調査で行うこと等の方法をとって、順次、郵送調査の活用を進めていく必要がある。また、現在、郵送調査を部分的に導入している統計調査にあっては、郵送調査の適用範囲を順次拡大していくことについて検討する必要がある。

郵送調査の導入に当たっては、調査票提出の督促を効果的に行うことが不可欠であり、文書、電話、統計調査員による督促等適宜組み合わせることにより、回収率を高めるよう留意する必要がある。

#### イ ファクシミリによる調査

近年の情報通信技術の進展に伴い、事務の効率化・迅速化等の観点からファクシミリの利用が著しく進んでいることから、取り分け、調査から公表までの期間が短い月次調査等において調査票の迅速な収集のため、調査票の収集へのファクシミリの積極的な活用が考えられる。

ファクシミリによる調査については、調査客体における郵送等の手間が省ける、公表の早期化につながる、24時間受付が可能であるという利点があるところから、調査票の誤送防止に配慮しつつ、積極的に活用することが適当である。

#### ウ 電話調査

諸外国では、調査事項が比較的簡単な世帯員を調査対象とする面接調査において、最初の訪問時に調査票を示し面接聞き取りを行うとともに、翌月以降の調査は面接調査がよいか電話調査がよいかを選択させる方法をとっている例がみられる。

こうした電話調査については、統計調査員の訪問の手間が省け、報告者負担の軽減にもつながるといった利点があることから、今後、統計調査員の資質等にも配慮しつつ、電話調査が効果を発揮できるような調査の設計等を検討し、電話調査の活用方法について検討を進めることが適当である。

### (3) 統計調査の同時実施方策の活用

近年、調査環境の変化を踏まえつつ、報告者負担の軽減や予算の効率的使用の観点から、複数の統計調査が同時に実施されてきた。

複数調査の同時実施には様々な形態があるが、ここでは、調査客体が一部重複する

2種類以上の統計調査を、同一の調査系統（調査客体に直接接触する機関が同一）によって同時（調査票の配布が同時）に実施する調査について取り上げることとする。

#### ア 同時実施方策の形態

同時実施については、調査票の配布方法、配布枚数により次の形態が考えられる。

- ① 調査票を調査客体により配り分けるもの（配り分け方式）
- ② 一部の調査客体には2種類以上の調査票を配布するもの（一部重複配布方式）
- ③ 配り分け方式（①）及び一部重複配布方式（②）の混合方式

#### イ 同時実施方策の活用方策

同時実施方策については、配り分け方式の場合は複数回の調査が1回で済むこと、一部重複配布方式の場合は重複事項が排除できる等、報告者負担の軽減が図られる点が強調されるべきである。それに加え、複数回の調査を1回で実施することができることによる経費の効率的使用、複数回調査に比べ調査事務が軽減されるという調査実施部門における効率化も図られる。また、統計調査間相互の整合性が確保される等、統計ユーザーにとっての利点も生じる。このようなことから、統計調査の同時実施方策については、今後、その有効な活用を図っていく必要がある。

同時実施方策の活用にあたっては、その円滑な実施を確保するため、地方段階における調査事務の集中への対応策、調査票の配布先の正確な判断のための対応策、調査への非協力の回避策等について具体的に検討を進めていく必要がある。

##### ① 調査事務の集中への対応策の例

- ・複数調査の調査事項を整理して、重複する事項については統合するとともに、一方の調査結果を他方で利用できるように配慮すること
- ・調査関係書類を可能な限り共用化し、書類の種類を削減すること
- ・可能な限り調査票様式や属性事項の統一化を図ること
- ・知識と経験のある統計部局等の在職経験者を統計調査指導員として活用すること

##### ② 調査票の配布先の正確な判断のための対応策の例

- ・準備調査名簿において配布先の区分を正確に行うこと
- ・調査内容への理解を深めるための調査関係書類の内容の平易化及び統計調査員に対する研修の充実
- ・統計調査員への指導体制の充実

##### ③ 調査への非協力の回避策の例

- ・エリア抽出による場合、使用する調査票又は重複配布する調査票を市区町村等ごとに指定すること
- ・一部の調査客体について郵送調査により実施すること

#### (4) データ・リンケージの推進

データ・リンケージについては、新たな統計ニーズにこたえるとともに報告者負担の軽減を図っていく観点から、その有効性は評価されるべきであり、既存の統計調査の個票を利用するデータ・リンケージ手法や複数調査間のデータ・リンケージを前提にして統計調査を企画・設計する手法の推進が要請されている。



## ア 完全マッチング

同一の調査客体に係る調査個票を結合させる完全マッチングによるデータ・リンケージの実例としては、国民生活基礎調査と同調査の調査客体を親標本とする諸統計調査、工業統計調査と商鉱工業石油等消費構造統計調査等があり、重複調査事項の解消、多角的分析の点で効果を挙げていることから、他の統計調査においても、個別情報の保護に配慮しつつ、その導入を検討することが適当である。

完全マッチングによるデータ・リンケージ手法を導入するに当たっては、調査客体の属性事項の概念・定義等の統一化、統一事業所コードの設定等、データ・リンケージを円滑に実施できる条件を整備することが望ましい。

なお、同一調査客体の負担が過重とならないよう配慮することが適当である。

## イ 統計的マッチング

異なる調査客体が相互に統計的に同一とみなし得るような属性や変数を持っている場合に、それらの調査客体に係るデータを結合する統計的マッチングについては、照合の安定性、妥当性等未解明の部分が多いところから、当面、例えば、統計的マッチングによって作成した個票データを用いてデータベースを構築し、統計的マッチングにより発生する誤差の要因の解明、誤差の大きさの理論的測定方法等についての実験・研究を進めることが適当である。

## 3 統計調査の効率化及び正確性の確保のための基盤整備

### (1) 統計調査に係る標準化

統計の多角的・有機的利用は、情報通信技術の発達等による統計ユーザーの分析能力の高まりに対応して進展しており、その一層の拡大を図るため、統計に用いられる用語の標準化や統計の質に関する情報の基準の設定等の統計調査の諸側面に関する標準化が求められている。

また、新たな統計ニーズが発生する一方で、統計調査環境が複雑化していること、統計担当職員の在任期間が従来に比べ短くなってきたこと等から、短期の統計研修を現地で実施することに加え、調査の設計・実施の基準を設定する等品質管理の手法を統計の作成過程にも適用することにより、技術的レベルを一定水準以上に維持すること、さらには統計作成過程の透明性を確保して国民の信頼を得ることが要請されている。

このようなことから、統計調査に係る標準化については、統計審議会の部会等において、次の点を中心に検討を進める必要がある。

#### ① 統計に用いられる用語及び規模区分等の表章区分

各種統計調査及び統計に用いられている用語並びに従業者規模区分等の表章区分について、統計の相互比較性を向上させる観点からその調整を図る。

#### ② 信頼度等統計の質に関する情報の基準

標本設計、回収率、集計・推定方式、標本誤差等統計の質に関する情報の提供に当たって、提供する具体的な内容に関する基準の設定を進める。

#### ③ 統計作成過程の標準化

統計調査の設計・実施過程に関するマニュアル、ガイドライン等を設定し、統計

作成過程の標準化を進める。

④ 国民の統計調査への協力度を高めるような基準

調査票、調査の手引、チラシ等に国の統計調査であることを示す「統一マーク」を表示すること等を検討する。

(2) 企業及び事業所のフレームの整備

統計調査において、その対象である母集団を最新の時点で正確に把握しておくことの重要性は今更言うまでもない。それは統計の正確性を向上させるためであり、また、各統計調査間の整合性の確保を図るためである。

近年、企業活動の多角化、系列化、分社化やサービス経済化の進展がみられ、経済活動の全体像を的確にとらえる統計調査の円滑な実施及び正確性の確保を図るためには、取り分け、企業及び事業所のフレーム（企業及び事業所の名簿に経営組織、産業分類、従業員数等の標本抽出に必要な情報を付加したもの）の適時、適切な作成と効率的な提供が必要であり、そのためには、各省庁が実施する各種統計調査の結果等を利用して、企業及び事業所のフレームを常に最新のものに更新していく集中的な管理システムの導入が必要となる。

ア 企業及び事業所のフレームの集中管理システムのイメージ及び効果

すべての企業及び事業所のフレームを集中管理し、企業及び事業所に関する統計調査実施の都度、フレームの更新を効率的に行うためには、企業及び事業所のフレームをデータファイル化し、データベース化することが必要である。ここでは、この企業及び事業所のフレームのデータベースを「企業・事業所フレーム・データベース」という。

また、更新業務の円滑化、効率化等の観点から、それぞれの統計調査において編成される企業及び事業所の名簿ファイルを、企業・事業所フレーム・データベースの更新に利用し得るデータとして、随時提供することが適当である（図参照）。

企業・事業所フレーム・データベースが整備され、常に最新時点で更新される場合には、統計調査の正確性の向上や統計調査間の整合性の確保が図られるとともに、準備調査名簿等のプレプリントへの利用による調査事務の軽減を始め、調査票のプレプリント等による報告者負担の軽減等の効果が期待される。

企業・事業所フレーム・データベースの事業所ファイルの作成については、平成3年事業所統計調査の結果をデータファイル化した基本調査区別民営事業所漢字リスト磁気テープ等の事業所名簿ファイルが作成されていることから、このファイルをベースにして、企業・事業所統計調査（仮称）の結果等から必要なデータを追加して編集し作成することが適当である。

#### イ 企業・事業所フレーム・データベースの基本レコードの内容

企業・事業所フレーム・データベースにおける基本レコードとなる事業所ファイルの収録事項については、このデータベースを準備調査名簿、標本抽出、データ・リンケージ等多目的に利用できるようにするため、企業及び事業所の名称及び所在地、経営組織、産業分類、従業者数等の属性事項を中心に収録する必要がある。

なお、企業・事業所フレーム・データベースにおける基本レコードの作成に際しては、各統計調査における従業者等の定義の統一化等について検討を進める必要がある。

#### ウ 統一事業所コード（仮称）の設定

現在、事業所を対象とするセンサス型の統計調査においては、それぞれ固有の事業所番号（事業所の識別番号）を設定していることから、各統計調査間で事業所番号による事業所の照合が容易にできない状況にあるとともに、地方公共団体や統計調査員の事務の複雑化等の原因となっている。

このため、企業・事業所フレーム・データベースの構築に当たっては、各統計調査に共通する統一された番号を個々の事業所に付与すること（統一事業所コード（仮称）の設定）が必要である。

この統一事業所コード（仮称）の設定については、次の考え方を基本として、事業所基本調査区の設定替えの状況や企業・事業所フレーム・データベースの更新方法も考慮に入れて、検討を行う必要がある。

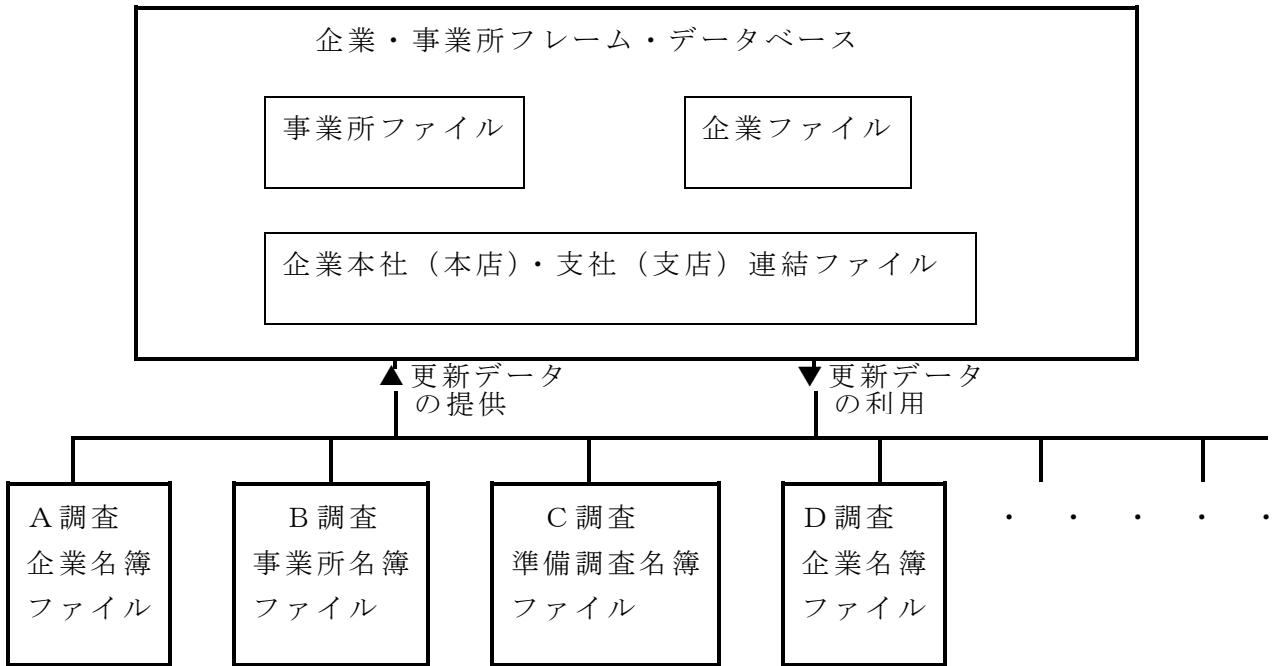
- ① 調査実施者、実査部門、調査客体等において利用しやすいこと
- ② 一度付与された番号は、同一事業所が継続する限り変更しないこと
- ③ 事業所の新設、移転（転入）に際して、番号の付与が容易であること
- ④ 事業所の廃止、移転（転出）を配慮したものとすること
- ⑤ 適当な単位で、連番とすること
- ⑥ 事業所の改廃等の履歴を持つこと

また、企業・事業所統計調査（仮称）の名寄せ等による企業と傘下の事業所の連結を効率的に行うため、本社・支社連結コード（仮称）を設定する必要がある。

#### エ 企業・事業所フレーム・データベースの運用上の課題

企業・事業所フレーム・データベースが構築された場合、調査結果の相互利用を早期に可能にするためには各調査実施後に短期間に更新作業が可能となるようなシステムの運用及び体制の整備が必要である。

図 企業・事業所フレーム・データベースのイメージ



## 第6章 国際協力の推進

世界経済等の相互依存関係がますます緊密化する中で、環境問題等地球規模の課題が深刻化しており、こうした課題に対する国際的な取組を強化するためにも、また各国における各種政策の立案に当たっても、国際比較が可能で、正確、詳細、かつ適時な統計が不可欠であり、このような統計の整備を一層推進することが急務となっている。

他方、貧困緩和や健全な経済発展が緊急の課題となっている開発途上諸国等に対しても、それらの国の経済社会開発に必要な統計の整備、そのための各国の統計作成能力の向上を積極的に支援していく必要がある。

国連等においても「国際統計協力の強化」が近年大きな課題となっており、1993年の第27回国連統計委員会で一連の勧告・決定が行われるなど国際統計協力の強化について総合的な取組が進められている。

我が国は、アジア太平洋地域の統計先進国でもあり、統計分野における先進諸国とアジア太平洋地域の開発途上国等の懸け橋的な役割を果たし、国際統計の整備により一層貢献することが期待されている。

このような状況を踏まえ、我が国としては、

- ① 統計の国際比較性の向上と海外における我が国の統計の利用促進
- ② 統計分野における積極的な国際協力の推進

を今後における統計国際協力の基本方針とし、以下の諸点について政府として総合的に推進していく必要がある。

### 1 我が国の統計の国際比較性向上と海外における我が国の統計の利用促進

#### (1) 我が国の統計の国際比較性向上

国際統計協力の強化の観点から、まず何よりも統計の国際比較性を高めることが必要である。このため、我が国の統計基準の整備に当たっては、国連等で採択された分類等の統計基準との整合性を図るとともに、経済統計等我が国の統計体系の整備に当たっては、国連で採択された改訂SNAへの移行等国际動向への対応に配慮する必要がある。また、個別統計調査の設計に当たっても、国際比較性について一層配慮する必要がある。さらに、国際比較が可能な統計の利用に資するため、諸外国及び国際機関の統計情報の収集・整備に努めるとともに、その国内への提供に一層努める必要がある。

#### (2) 海外における我が国の統計の利用促進

我が国の統計が海外において広く利用されるよう、我が国の統計の全体系が分かる英文テキストを作成するなど広く海外への紹介に努める必要がある。また、個別の結果報告書については、統計調査の名称、調査の概要等の英文による記述を図るほか、統計表（表題、表頭、表側）、用語の説明、利用上の注意事項、国際分類と国内分類との対応表についても英文による表記の促進に努める必要がある。

## 2 統計分野における積極的な国際協力の推進

### (1) 統計専門家の育成

国際協力の基本は人であることから、語学研修の実施、国際機関で実施する研修への派遣、在外研究員や国際機関職員としての派遣等により、語学力と豊かな国際感覚を身につけた各分野の統計専門家を長期的な視野から計画的に育成する必要がある。

この場合、国際協力の多様化、高度化に応じ、主要統計分野全般を担当するジェネラリストの育成や個別統計分野の国際会議、技術協力を担うスペシャリストの育成など、すそ野を広げかつ育成人員の数も増やすことが肝要である。

### (2) 統計国際協力の総合的、一体的推進

個別統計分野における専門家会議で実質的な議論を煮詰め、統計分野全般に関する主要国際会議では、そのような専門家会議での議論を踏まえた調整や決定を行うという形での相互の連動性が強まっている。

統計の国際協力を総合的に推進するため、あらゆる統計国際会議、国際機関及び諸国の諸情報を省庁間でより一層緊密に報告、連絡し合い、必要に応じて我が国としての対処方向について検討を行うことが重要である。このため、有識者を含む各省庁の連絡協議の場を設け、これを恒常的に開催する等により、統計の国際協力を総合的、一体的に推進する必要がある。

また、国際会議における討議に実質的な寄与を行う上から、同一会議への出席者の継続性や、十分な事前打合せ、引き継ぎ等について配慮する必要がある。

### (3) 国際的な統計開発への貢献

国際機関による統計基準の改訂等について、国際機関に対し、あるいは、国際会議等の場を通じ、我が国の経験の紹介にとどまらず、建設的な提案・意見の提出など、企画、決定、実施面に積極的な知的貢献を行う必要がある。また、国際機関の提唱するサービス統計や環境統計等新しい分野の統計及びSNA等重要な統計の開発について、我が国としても調査研究を含め積極的に取り組む必要がある。これに当たっては、我が国がアジア太平洋地域の統計先進国であることを踏まえ、国際比較が可能で、かつ、開発途上国が対応可能な簡易な統計の開発などにより先進国と開発途上国の双方のニーズを満たすための努力も行っていく必要がある。

### (4) 開発途上国等に対する協力

統計は各種政策立案や計画樹立にとって必要不可欠な基礎資料である。この意味で、統計は、橋や道路などのハードのインフラストラクチャー（経済社会基盤）に対しソフトのインフラストラクチャーとすることができる。

開発途上国等、取り分け、統計整備の遅れている後発開発途上国や市場経済移行諸国の統計の発展を支援するため、アジア太平洋統計研修所において行われる研修の実施に関する協力を含む国際機関を通じた多国間協力及び我が国からの事前調査ミッション・専門家の派遣、我が国への研修員の受入れなどを通じた二国間技術協力を一層推進する必要がある。二国間技術協力の場合は、何よりもまず相手国の実態をよく把握して、相手国の統計の発展段階に即したきめ細かい技術協力をする必要がある。このため、各開発途上国の統計組織、統計体系の整備状況等について、最新の情報を収集する等、基礎資料の蓄積に更に一層の努力を傾注すべきである。また、多国間協力

と二国間協力の相互補完、有機的連携による効果的、効率的な援助の実施を検討する必要がある。

(5) 統計国際交流等

以上のほか、先進国を含めた諸国あるいは国際機関との交流（職員派遣を含む。）及びセミナー等国際会議の開催等による統計の国際協力を一層推進するとともに、統計の国際協力において統計関係団体の有する知識・技術の活用に努める必要がある。